# 平成27年第5回熊野町議会定例会会議録(第1号)

- 1. 招集年月日 平成27年9月8日
- 2. 招集の場所 熊野町議会議場
- 3. 開議年月日 平成27年9月8日

# 4. 出席議員(16名)

1番 尺 田 耕 平 2番 竹 爪 憲 吾

3番 立 花 慶 三 4番 諏訪本 光

5番 沖 田 ゆかり 6番 片 川 学

7番 時 光 良 造 8番 民 法 正 則

9番 荒 瀧 穂 積 10番 大瀬戸 宏 樹

11番 藤 本 哲 智 12番 山 野 千佳子

13番 久保隅 逸 郎 14番 中 原 裕 侑

15番馬上勝登 16番山吹富邦

## 5. 欠席議員(0名)

総務部次長

民生部次長

#### 6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 三 村 裕 史 副 町 長 立花隆藏 教 育 長 林 保 総務部長 岩田秀次 民 生 部 長 清 代 政 文 建設部長 森本昌義 教 育 部 長 民 法 勝 司 総務部参事 石 井 節 夫

宗 條

光 本 一 也

勲

建設普	部 次	長	沖	田		浩
教育部	部 次	長	横	山	大	治
企画財	政 課	長	西	村	隆	雄
商工観	光 課	長	時	光	良	弘
税務	課	長	貞	永	治	夫
福祉	課	長	加	島	朋	代
住 民	課	長	堀	野	辰	夫
健 康	課	長	隼	田	雅	冶
生活環	境 課	長	中	井	雅	晴
開発指	導 課	長	林		武	史
上下水	道課	長	寺垣	百内	栄	作
生涯学	習課	長	中	村	憲	治
会 計	課	長	光	本	琴	音

#### 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

三 村 伸 一

議会事務局書記

小 川 征一郎

## 8. 議 事 日 程 (第1号)

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 一般質問

日程第 5 報告第 5号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比 率報告書について

日程第 6 議案第40号 熊野町個人情報保護条例の一部を改正する条例案について

日程第 7 議案第41号 熊野町手数料条例の一部を改正する条例案について

日程第 8 議案第42号 財産の処分について

日程第 9 議案第43号 熊野町教育委員会委員の任命の同意について

- 日程第10 議案第44号 平成27年度熊野町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第11 議案第45号 平成27年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第12 議案第46号 平成27年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1号)について
- 日程第13 議案第47号 平成27年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)について
- 日程第14 議案第48号 平成27年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第1号) について
- 日程第15 議案第49号 平成27年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号)に ついて
- 日程第16 認定第 1号 平成26年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 2号 平成26年度熊野町上水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 発議第 1号 熊野町議会会議規則の一部を改正する規則案について
- 日程第19 議員の派遣について

#### 9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○議長(山吹) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、早朝から大変御苦労さまでございます。また、傍聴者の皆様方におかれましては、いつも町議会を傍聴いただきまことにありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成2 7年第5回熊野町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

○議長(山吹) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番大瀬戸議員、 11番藤本議員、12番山野議員の3名を指名します。

○議長(山吹) これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より18日までの11日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、会期は本日より18日までの11日間と することに決定しました。

これより議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。
暫時休憩いたします。

(休憩 9時31分)

(再開 9時32分)

○議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

○議会事務局長(三村) 諸般の報告をいたします。

7月17日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第95号の最終校正 を行いました。

7月22日、県道矢野安浦線整備促進協議会及び、県道瀬野呉線・津江八本松線整備 促進期成同盟会の総会がメルパルク広島で開催され、議長が出席しました。

7月28日、第6回文教委員会が開催され、町内小中学校施設訪問を行った結果について委員間で意見交換を行いました。

また、同日の午後から、安芸郡町議会議長連絡協議会研修会が熊野町民会館で行われ、 多数の議員が出席しました。研修内容は、「地域創生について」と題して、府中町企画 財政部地方創生担当部長、地下調氏から講演をいただきました。

7月30日、広島県中央地域振興対策協議会の総会がグランラセーレ東広島で開催され、議長が出席しました。

7月31日、広島県町議会議長会がホテルJALシティ広島で開催され、議長が出席

しました。主な内容は、平成26年度一般会計歳入歳出決算認定が原案のとおり承認されました。また、任期満了に伴う役員の選任が行われ、会長に海田町議会議長久留島元生氏、副会長に安芸太田町議会議長中本正廣氏、監事に世羅町議会議長中村幸雄氏がそれぞれ満場一致で選任されました。

8月6日、第2回総務委員会が開催され、今年度の視察研修等について協議しました。 8月13日、第7回文教委員会が開催され、視察先への熊野町教育行政のPRについて、町内学校施設訪問について協議しました。

8月17、18日、文教委員会が視察研修を実施しました。内容といたしましては、 高知県越知町で、「越知町教育行政の方針」の運用状況と成果について、「学校教育に ついては、幼保小中連携教育、コミュニティスクール、学力・体力の向上」等について。 また愛媛県松山市では、「松山市子ども総合相談における支援体制の整備について」、 「適応指導教室の立ち上げの経緯と運営状況及び成果と課題について」それぞれ調査を 行いました。

8月20日、広島県町議会議員研修会がKKRホテル広島で行われ、多数の議員が出席しました。研修内容は、午前が同志社大学総合政策科学研究科教授、新川達郎氏による「地方議会の活性化と改革の課題」について、午後からは「今後の政局・政治展望」と題しまして、日本大学法学部教授、岩井奉信氏から講演をいただきました。

8月23日、熊野町身体障害者福祉大会が熊野町民会館で開催され、副議長が出席し、 祝辞を述べました。

8月27日、第8回文教委員会が開催され、8月17、18日に実施した文教委員会 の視察研修について協議しました。

9月1日、議会全員協議会が開催され、執行部からの報告案件1件、協議案件1件、 議会からの協議案件3件について協議されました。

9月3日、議会運営委員会を開催し、第5回熊野町議会定例会の議事運営について協議を行いました。

また、同日、第9回文教委員会が開催され、「越知町、松山市の視察研修を終え、熊野町との現状について」と、「呉市視察研修」、「今後の文教委員会の方向性」について協議しました。

9月4日、議会広報特別委員会を開催し、くまの議会だより第96号の紙面構成について協議を行いました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されていますので御紹介します。事前にお配りしています「陳情書・要望書等一覧」の資料をお願いいたします。

7月30日、「14回目の地球社会建設決議陳情書」が、横浜市中区本郷町、荒木實 氏より提出されています。

8月18日、「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書」が、行橋市議会議員 小坪慎也氏より提出されています。

諸般の報告は以上でございます。

○議長(山吹) 以上で報告を終わります。

これより日程第4、一般質問を行います。6名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、8番、民法議員の発言を許します。民法議員。

○8番(民法) 皆さん、おはようございます。本日1番ということで、大変緊張しております。また、気が引き締まる思いで頑張ってまいりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

8番、民法でございます。今回は通告書に基づき2点ほど御質問いたします。

まず1点目でございますが、町内の獣害対策にかかわる電気柵の安全管理についてお 尋ねします。

7月に静岡県西伊豆町で獣害対策用の電気柵による感電死亡事故が発生いたしました。 この事故は電気事業法に沿わない違法な電気柵により発生しております。本町の農地に おいても電気柵が多数設置してありますが、今回の事故をきっかけに町としてはどのよ うな対策をとっておられるのか。また、今後同様の事故を防ぐための対策をどう考えて いるかお尋ねいたします。

2点目でございますが、町民盆踊り大会の開催についてでございます。この夏も自治会によっては夏祭り、盆踊り等が行われ、かなり盛り上がったという声をお聞きいたしました。しかし、自治会単独での夏祭りを開催できるのは、比較的大きな自治会、またある程度の広場があるところに限られているようでございます。夏祭りのない地区の方々から、夏祭りが行われないのは寂しい、また他の自治会の夏祭りには参加しにくい

ので、町として大きな盆踊りができないかという要望をお聞きいたしました。

私が青年連合会で活動していた約35年ぐらい前には、8月14、15日、2日間、 熊野第一小学校のグラウンドにおいて盆踊りが行われ、花火も上がるなど、とても盛り 上がっていました。子供からお年寄りまでが誰もが参加できる夏の一大イベントでござ いました。

現在は以前と異なり娯楽の多様化が進み、お盆の過ごし方も大きく変わっております。 熊野に住んでいる人、またお盆で帰省された方々から、ふるさと熊野を実感できる夏の イベントが欲しいという声を聞いています。各自治会の盆踊りなどの日程を考慮して、 お盆の8月15日に町民盆踊り大会を開催してもらいたいと思いますが、町長はどのよ うにお考えでしょうか。

○議長(山吹) 町長の答弁を許します。

町長。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○町長(三村) 民法議員の二つの御質問、「町内の獣害対策に係る電気柵の安全管理に ついて」と「町民盆踊り大会について」の御質問にお答えいたします。

まず、最初の御質問「町内の獣害対策に係る電気柵の安全管理について」でございますが、本年7月、静岡県において電気柵が原因で7人が感電し、うち2人が死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。本町におきましても獣害対策用の電気柵が多数設置されておりますので、設置状況を現地で確認するなどの緊急対策を講じたところでございます。

詳細につきましては、後ほど建設部長から答弁をさせます。

次に、2番目の御質問「町民盆踊り大会」についてお答えいたします。

本町では、7月下旬から8月上旬にかけ、自治会や地域の単位、あるいは、商店街などでさまざまな夏祭りが行われております。このような催し物は、地域力を高める上で極めて効果的なものと思っております。一方で、町内一円を対象とした盆踊りがないことを惜しむ声、あるいは帰省を機に友人・知人と旧交を温められるような昔のふるさとのイベントを懐かしむ声は、私もよく聞いております。このことは心情的に十分理解できますし、遠く暮らす人たちとふるさとの人たちとが交流する接点を持つことは、退職

後のUターン、あるいはUターン就職を決心する契機となることもあろうかと思っております。

しかし、こうしたイベントの開催は、関係者の多大な労力と寄附金等による資金が必要となりますし、それぞれの地域に定着している祭りのにぎわいに影響を与えることも 懸念するところでございます。

今後、町民盆踊り大会などの開催に向けた機運が町民の間で高まり、実行委員会のような組織が主体的に運営、開催するといったことになれば、町といたしましてもどのような支援ができるのかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(山吹) 森本建設部長。

○建設部長(森本) 民法議員の「町内の獣害対策に係る電気柵の安全管理」の御質問に ついて、詳細にお答えいたします。

本年7月19日に静岡県西伊豆町で発生した感電事故は、報道によりますと、電気柵に安全対策がとられておらず、違法に設置されたことが原因とされております。本町においても多数の農地で電気柵が設置されておりますので、今回の事故を機に、町の有害獣防除用施設設置事業補助金を利用した設置者に対し、安全確保に関する通知を個別に行うとともに、7月下旬から8月上旬にかけて、担当職員による現地調査を実施しました。

また、自己資金での設置者は把握できないことから、ホームページ及び広報により安全対策について周知するとともに、現地調査を行う中で不備を確認した電気柵については、個別に指導を行っております。また、農業委員及び農区長へも、それぞれの地域で不備を発見した場合には適切に指導していただくこととしております。さらに、農協など町内事業者に対し、電気柵の販売時に正しい設置の仕方が記されたパンフレットを配布していただくよう、協力を要請しております。

農業祭の来訪者を対象とした、専門業者による安全対策などについての解説、指導についても引き続き実施するなど、電気柵の適正な設置及び管理について、今後も啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(山吹) 民法議員。

○8番(民法) 詳細に御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

ちょっと数点ほど聞かせていただきたいと思いますが、町内獣害対策にかかわる電気 柵の安全管理についてでございます。熊野町有害獣防除用施設設置事業補助金がございまして、それでの入手費用、電気柵は1基当たりの限度額が3万1,500円となっていますが、1年間に何件、何カ所、また何メートルぐらい設置されているのか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長(山吹) 沖田建設部次長。

○建設部次長(沖田) 民法議員の、町補助金を利用してイノシシ用の電気柵、1年間に何件、または総延長何メートルぐらい設置されておるかという御質問でございます。昨年度、平成26年度につきましては、この補助金を利用したもの、電気柵が16件、総延長が4,548メートル、補助金額にしましたら47万2,000円でございます。それと、電気柵以外にワイヤーメッシュというものについても補助金を交付しております。これについては2件、総延長390メートル、補助額が10万1,000円となっております。

そして、平成25年度ですが、電気柵、補助件数5件、総延長約1,000メートル、 1キロですね。補助額が14万7,000円となっております。ワイヤーメッシュにつ きましては、補助件数2件、総延長約200メートル、補助額が4万5,000円となっております。

ここ最近の状況は以上でございます。

○議長(山吹) 民法議員。

○8番(民法) 26年度、25年度いうたら16件と5件ということで、その年によって利用者というのは変わってくるということですね。わかりました。

次ですが、今回の事故を受けて緊急点検で現地調査を行ったということでございます

が、安全対策が不十分な電気柵があったか。また補助金を受けずに目作でしている電気柵はなかったかということをちょっとお聞きします。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
<ul><li>○建設部次長(沖田) 7月の西伊豆町での事故を受けて緊急点検を行った結果等につい</li></ul>
ての御質問だろうと思います。この先般の事故を受けまして担当職員が現地調査を行い
ましたけれども、この結果につきましては、電気柵設置看板、これの未掲示が3件ござ
いました。これについては設置者に口頭で指導をさせていただいておる状況でございま
す。通電装置等については聞き取り等で確認するしかない状況でございますけれども、
現時点においてはそういったものは確認はできていないというところでございます。
以上でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹) 民法議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○8番(民法) 今聞きますと、危険看板が3件しかなかったということですか。これは
恐らくたくさんあると思うんですよ。私は町の舗装道を隅から隅まで走ってますので、
これがにせものかどうかいうのもわかりませんけど、確かに見る範囲ではそういう危険
電気が流れてますよというような看板はかなりあると思います。そこらをもう一度調査
できればしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
次ですが、今回の事故は河川の不法占有の可能性もあると報道されていましたが、本
町ではこういったような例はないですか。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
いない状況でございます。
以上です。 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
<ul><li>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</li></ul>

$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$
○8番	(民法)	私もないと思いますが、ないことを願っております。
次	に、電気柵	・等に不備があった場合はどのような改善指導をされるのか、お聞きした
いと	思います。	
$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長	(山吹)	沖田建設部次長。
$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○建設	部次長(沖	田) 先ほど申しました看板がなかった3件についてもそうなんですけ
れど	も、もし不	「備を見つけた場合につきましては、その土地所有者、または耕作者を調
べま	して、直接	御本人に口頭で指導をするという体制をとっております。
以	上です。	
$\sim$ $\sim$	~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長	(山吹)	民法議員。
$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇8番	(民法)	それではちょっと最後ですが、これまで電気柵やわなの設置などにより
事故	や住民から	の苦情というものはありましたか。
$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長	(山吹)	沖田建設部次長。
$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○建設	部次長(沖	田) これまで電気柵等の設置により苦情等はなかったかという御質問
でご	ざいますけ	れども、現時点では特にこういった先般の事故等の発生を受けまして、
町の	ほうに苦情	は受けておりません。
以	上です。	
$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長	(山吹)	民法議員。
$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇8番	(民法)	町内の農地でも電気柵の設置が年々ふえているようでございます。設置
者は	場所を把握	していますが、一般住民で電気柵を余り見かけない者には電気が通って
いる	かわかりま	せん。電気柵による事故が起きないよう、設置者に安全確保を十分行う
上方	注音を晩却	していただきたいと思います。

また、各農家においては電気柵等の対策をして農業を続けており、イノシシ等の捕獲数もふえていますが、農作物の被害はかなりふえているようでございます。農家の方の農業生産意欲が低下しないように、有害獣対策を町としてしっかりと行っていただきたいと思います。

続いて、町民盆踊り大会についてでございますが、町民夏祭りに関して、以前、複数の議員さんから質問されていますが、そのとき町では開催に当たっての予算等、精査する答弁がありましたが、その後、どの程度検討されたのか聞かせていただきたいと思います。

○議長(山吹) 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長(中村) 民法議員の「町民夏祭り等の予算等の精査について」にお答え いたします。

前回開催いたしました町民夏祭りは、なでしこジャパンの応援が主な目的であり、本町のスポーツ振興につながる事情であったため、熊野健康スポーツ振興会に実施を依頼いたしました。事業規模は総額130万円程度で、町民2,500人以上が参加した大変大きなイベントでありました。その反面、当時の事業主体でありました熊野健康スポーツ振興会におかれましては、準備段階から祭りの後の片づけまでを含めて大きな負担を強いてしまいました。また、熊野健康スポーツ振興会自身も50万円を持ち出して運営するなど、人的・資金的な面からも大きな負担となりました。

以上でございます。

○議長(山吹) 民法議員。

○8番(民法) 次ですが、町民盆踊り大会を開催するということに当たっては、町としてはどの程度支援ができるのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長(山吹) 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長(中村) 町全体を巻き込んでの大きな祭りということになりますと、あ

る程度核となる団体を中心に実行委員会を組織していただくことになります。それにより事業計画や予算等実行委員会から出された内容を精査した上で、町としてどのような支援なり、協力が可能かを検討させていただきます。

○議長(山吹) 民法議員。

○8番(民法) そうでしょうね。実行委員会というものを立ち上げて、35年前もそういった町民盆踊りをやるに当たりましては、いろいろな方々と協力して実行委員会を立ち上げてやってましたので、またそのことについてはこれから検討していきたいと思います。

町民盆踊りには町の伝統芸能ヤーハー踊りが以前盛んに、昔ですが行われていましたが、そういったことも今回取り入れていったらどうかなと思うんですが、そういったことはどう思いますか。

○議長(山吹) 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長(中村) ヤーハー踊りを町民盆踊り大会に取り入れたらどうかという質問にお答えいたします。

まず、ヤーハーの現状といたしましては、現在、継承している地区は城之堀地区と萩原地区のみの現状でございます。その原因といたしましては、指導者の高齢化や後継者不足などの影響で、各地区とも苦労されているようでございます。以前は平成9年から榊山神社におきまして、熊野町伝統芸能連絡協議会が中心となってお盆の祭りとして盛り上げていましたが、平成16年度までは6地区でありましたが、平成17年度、18年度は4地区となり、平成19年度からは休止をいたしております。

いずれにいたしても各地区における伝統文化を後世に伝えていくことは重要なことで ございますので、実行委員会の中で催し物の内容を議論いただき、ヤーハー踊りをする ことであれば、町といたしましても資料の提供等協力できることがあればさせていただ きたいと考えております。

以上でございます。

○議長(山吹) 民法議員。

○8番(民法) ひとつ実現できるようにお願いしたいと思います。

3年前の夏、ロンドンオリンピックのなでしこジャパンの応援を兼ねた夏祭りでございますが、2,500人の住民で大変にぎわったという実績があるわけでございますが、そのときのいろいろな問題点、トラブル等あったかなかったか、よく存じておりませんが、例えば8月15日に町民グラウンドで開催するとした場合に、どのような問題点、どのようなことが起こり得るかというようなことがありますか。

○議長(山吹) 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長(中村) 町民グラウンドでの町民盆踊り大会ということでございますが、まずその前に初期費用といたしまして、やぐらとかちょうちんなどの購入の初期投資がございます。またそれを保管する倉庫なども必要になろうかと思います。また、町民グラウンドで盆踊りをした場合は、近年は付近にたくさんの住宅が隣接しており、したがいまして夜間に大きな音を出す事業は近隣住民への配慮も必要であろうかと考えております。ある程度の期限を区切って、何時までしかできないというふうに音量調整する必要があろうかと考えております。

以上でございます。

○議長(山吹) 民法議員。

○8番(民法) いろいろとありがとうございました。

熊野には夏の風物詩といえる伝統行事がございません。町長の答弁にもございましたが、お盆はふるさと熊野で町民盆踊りに参加してゆっくりと楽しく過ごせるよう、そういった声、熊野から離れて例えば県外に嫁に行かれた、そういった方々が盆には墓参りに帰ってくるわけでございます。そういったときは昔の幼なじみ、友達とも会える場、そういったものも必要ではなかろうかと思います。町民のいろいろな声を聞いて、来年ぜひ開催できるように前向きに検討していただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(山吹) 以上で民法議員の質問を終わります。

続いて、10番、大瀬戸議員の発言を許します。大瀬戸議員。

○10番(大瀬戸) おはようございます。10番大瀬戸でございます。

私は二つの質問をさせていただきます。一つは空き家対策について、もう一つは地方 版総合戦略についてでございます。

まず、空き家対策についてお尋ねいたします。

以前、この場で空き家調査をするようにお願いし、法律が定められるようになってから一度進行状況を尋ねました。ことしの5月に、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、全国的に空き家対策が始まったようです。法律が施行されたことを踏まえて、熊野町における空き家の現状と今後の対策について、改めて質問いたします。次に、地方版総合戦略についてお尋ねいたします。

昨年末に閣議決定された国の、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいて、地 方版総合戦略をそれぞれの自治体が作成するよう求められました。国の総合戦略には2 060年までの国の長期ビジョンでの将来の方向性をうたったものと、今後5年間の具 体的な政策を示したものとで構成されていますが、実質的には地方の自立を促しながら、 国では難しい具体策を地方に丸投げしたようなもので、将来人口1億人を目指すという 漠然とした目標があるだけです。

しかし、熊野町にとっても大きく環境が変わる時期に差しかかり、方向転換すべき施策が必要となるきざしが見え始め、この際、この企画に乗って整理することが重要と考えます。まず、この地方版総合戦略策定の義務いかんにかかわらず、人口ビジョンと総合戦略の策定をどのように進めるのか、お聞きいたします。

以上でございます。

○議長(山吹) 町長の答弁を許します。

町長。

○町長(三村) 大瀬戸議員の二つの御質問、「空き家対策について」と「熊野町における総合基本戦略について」の御質問にお答えいたします。

まず、最初の御質問「空き家対策について」でございますが、平成26年11月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が議員立法として成立し、本年5月に施行されました。これを受け、本町では空き家への取り組みといたしまして、業務委託及び職員による現地調査により空き家の実態を把握し、本年度は、これをもとに空き家対策の検討に入ったところでございます。

詳細につきましては、建設部長から答弁をさせます。

次に、「熊野町における総合基本戦略について」の御質問にお答えいたします。

総合戦略は、日本の人口減少に歯どめをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保することなどを目的とする「まち・ひと・しごと創生法」が施行されたことに伴い、各市町村での策定が求められているもので、地方創生の実現に向けた具体的な目標や取り組みをまとめたものとなります。

本町におきましては、本年度策定する総合計画の後期基本計画と一体的に策定することとしており、現時点で具体の内容に至っておりませんが、総合戦略策定に関する本町の現状分析や、定住・交流人口の増加を図る施策などにつきまして、鋭意、検討を進めているところでございます。

議員御指摘の広域行政、特に市町村間の連携は、総合戦略におけるそれぞれの取り組みを具体に推進する上で、極めて重要な視点として据えるべきものと認識しております。これまでも本町では、呉市を中心とする呉地域観光連絡協議会、あるいは、広島市を中心に、東は三原市エリアから西は山口県柳井市エリアまでの24市町による広島広域都市圏協議会などに参画し、連携施策を推進してまいりました。

また、政令市、または中核市と近郊市町による連携中枢都市圏域の形成に向けた動きが本町の周辺にあり、新たな広域行政の枠組みへの参画による住民サービスの向上や行政の効率化について、関係市町間で協議、検討を続けているところでございます。こうした実績や動向、あるいは総合基本計画審議会の御意見等を踏まえ、広域行政の拡充について検討を進めてまいりたいと考えております。

この総合戦略の策定に関しましては、総合計画の後期基本計画と合わせて、改めて検討状況を議会に報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(山吹) 森本建設部長。

○建設部長(森本) 大瀬戸議員の「空き家対策」の御質問について、詳細にお答えします。

本町の空き家に対する取り組みといたしましては、まず平成26年度に第1次調査として、業務委託により町内の住宅を対象に空き家もしくは空き家と思われる住宅を抽出する調査を実施しました。これに続く第2次調査といたしまして、職員により抽出漏れの有無の調査及び、抽出した空き家の現地調査を行い、目視により空き家の状況の確認を行いました。現時点では、倒壊による重大事故発生の恐れや、治安または環境において著しく劣悪な状況は確認されておらず、住民からも大きな苦情は寄せられておりません。

この調査結果をもとに、本年度、空き家への対応を検討するため、関係各課の担当者による空き家対策検討会を設置したところです。この検討会では、具体の空き家対策について各課の役割や、いわゆる空き家条例の整備の検討、空き家に関する住民窓口の設置などについて検討を行うこととしています。

また、広島県においては、平成26年度に県内全市町及び関連業界団体を構成員とした広島県空き家対策推進協議会を立ち上げています。今後、この協議会を通じて、広島県や他の市町との情報交流を行い、空き家対策に活用したいと考えております。

以上でございます。

○議長(山吹) 大瀬戸議員。

○10番(大瀬戸) ありがとうございます。

まず、空き家につきまして質問させていただきます。

まず、空き家なんですが、空き家の定義ということになります。先ほど答弁にありました広島県空き家対策推進協議会というところで対応指針というのが出てると思いますが、そこでその中のその他の住宅というのがあると思うんですけれど、空き家、いわゆる熊野町における空き家という定義はその他の住宅だというふうに見ていいんでしょうか。

○議長(山吹) 林開発指導課長。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○開発指導課長(林) 空き家の定義でございますが、その他の空き家というので分類さ
れます。
以上でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹) 大瀬戸議員。
$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$
○10番(大瀬戸) 先日、担当課のほうから空き家調査の集計表というのをいただきま
した。これには全体で330、良好な空き家が159、それで危険とか、管理不良とか
大体半々ぐらいであるということ、330という数字をいただいております。
一つお尋ねしたいのは、この良好であるという基準はどういった基準なのかというこ
とを一つ聞いてみます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹) 林開発指導課長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○開発指導課長(林) 良好なというのが、一応空き家ではあるんですが、草も生えてお
りませんし、特に危険とか、周りから苦情があるというふうなことがないという空き家
でございます。
以上でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長(山吹) 大瀬戸議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○10番(大瀬戸) あくまでもこれは外から見てということでいいんですね。中へ入っ
て調べたということではないということでよろしいですか。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
<ul><li>○議長(山吹) 林開発指導課長。</li><li>~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~</li></ul>
○開発指導課長(林) 現在のところは外から見た外観でございます。中がどうなってい
るかどうかは調べておりません。
以上でございます。

○議長(山吹) 大瀬戸議員。

○10番(大瀬戸) ということは、やはりまだこれから随分様子が変わってくる可能性 があるということだと思うんですが。

県の集計で、昨年11月に県から市町に対してアンケートがあったと思うんです。26年の11月に、県が市町に対してアンケートをとっておると思うので、そこで多分町側が出したデータじゃないかと思うんですが、そのときには空き家が1,540というふうに県のほうでは把握しているようですが、町のほうの330とかけ離れているのはどういった理由なんでしょうか。

○議長(山吹) 林開発指導課長。

○開発指導課長(林) 県の把握している数字というのは、多分住宅土地統計調査という のがございますが、これに基づいての数字だと思います。町のほうも当時は全然調査も しておりませんでしたので、その数字を上げております。あくまでもそれは全ての住宅、 土地統計調査で調査して、その当時空き家と思われたものだと思います。私どもが今回 調査しましたのは、例えば中には。

済みません、先ほどの土地統計調査ですけれども、それにはアパートなどがありまして、これはアパートが例えば20戸あったとして半数が例えば空き家だったとしますと、10戸空き家とかいうような形で計上されております。例えば県営アパートが結構熊野町にはございますので、その空き家が全部カウントされておったと思います。今回の調査ではそのアパートですけれども、アパート全部が空き家でない限りは1戸としてカウントしておりません。そのあたりの差が出ておるものと思われます。

それと、あと日々空き家というのはちょっと変わっておりまして、この間あたりからちょっと空き家の解体の届けとか、そういうものも結構出てきておりまして、今現在としたら大分ちょっと減ってきたんじゃないかと思っております。ただ、今後は、一時的なもので空き家がどんどん減っていくものではないと思われます。

○議長(山吹) 大瀬戸議員。

○10番(大瀬戸) この1,540も県内市町で最下位なんですね、少ないというふう に出ておりますので、熊野町は以外と空き家が少ないんだというふうな認識でいいと思 うんですけれど、了解いたしました。

それで、今度は空き家の今後の対策の話になりますけれど、先ほども答弁の中にありました空き家問題というのは課横断といいましょうか、いろんな建設から防犯とか、防災とかというところまで幅が広い問題だと思うので、そこで検討会をつくったということでした。これは非常に必要なことだと思うので、今後もっと進めていっていただけたらと思います。

先ほど窓口の設置やら条例の制定の検討をこれからするということでした。例えば、特措法の12条とか13条での文言の中には、市町村と所有者に関する話が出ますが、努めるというような言い方をしています。ですから、努力するみたいな、努力目標のような書き方をしてありますので、ある意味、場合によっては条例でもう少ししっかりした決まりごとが必要になる可能性も出てくるんではないかと思いますので、そこらも含めてこの検討会でさらなる検討を深めていただきたいと思います。

それから、活用法でございます。その前に、今のことに倣いますが、県のほうでは今、相談窓口があります。熊野町もぜひとも今年度中には窓口、一般町民の方が気軽に相談できる窓口をその検討会をベースに設置していただきたいと、これは要望でございます。それから、活用法に入ります。一つ気になった制度がありますのは、マイホーム借り上げ制度というのがあるんだそうです。これは移住・住みかえ支援機構、JTIという社団法人だったかな、これが家賃を補償するという形で不用な空き家を借り上げて子育て世代に貸すというような制度なんだそうですが、余り知られていないんだそうです。これにつきましては、ぜひともこれは調べて、使えるもんだったら大いに使っていったらいいと思うんですが、これについてどのようにお考えかお聞きします。

○議長(山吹) 林開発指導課長。

○開発指導課長(林) 先ほど申しましたが、検討会の中で、空き家の町の今から決めて いきます指針というか、検討会の中で検討いたしまして、そういう活用法があればどん どん活用していきたいというように考えております。

以上でございます。 ○議長(山吹) 大瀬戸議員。  $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ ○10番(大瀬戸) ぜひともこれも検討項目に入れていただいて、深めていただきたい と思います。例えば、空き家台帳あたりもこれからつくるんだろうと思いますので、そ の辺も台帳のつくり方なんかもきめ細やかなものができるようにお願いいたします。 さらに、空き家バンクですが、空き家バンクも県内市町、半数以上の市町は登録して おります。なぜか安芸4町はしておりませんが、これも含めて空き家の有効活用という ことでやっていって、同時に子育て支援にもつながろうし、そういった観点で検討して いただきたいと思います。 空き家につきましては、以上で終わります。 続きまして、総合戦略につきまして質問いたします。 まず、一緒につくるはずの人口ビジョンにつきましてお尋ねいたします。基本データ ということですので、お尋ねしますが、まず直近の熊野町の出生率を教えていただきた いと思います。  $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ ○議長(山吹) 堀野住民課長。 ○住民課長(堀野) 平成26年3月末でございますけれども、出生率、ゼロ歳から14 歳の低年齢の人口になるんですけども。出生率。 ○議長(山吹) 清代民生部長。 ○民生部長(清代) 本町の直近の出生率ということですが、今ちょっと手元に平成25 年度のものしかないんですが、合計特殊出生率が平成25年度で1.28ということで

ございます。

○10番(大瀬戸) わかりました。1.28。国が1.39でひどいひどいと言われておりますから、大分ひどい状況だとは思うんですが。これに基づいて人口の推計ができると思うんですね。人口推計というのは今の段階で、例えば2040年、社人研というか、そういうところではなくて、熊野町が推定している人口というのはどのような数字でしょうか。

○議長(山吹) 西村企画財政課長。

○企画財政課長(西村) 人口推計でございますが、現在手元に持っておりますのは社人 研の推計しか持っておりません。総合計画、5年前に策定いたしております。そのとき に検討いたしました人口推計、それは10年後、今から5年後でございます、の推計で、 そのときに2万2,000ぐらいになろうというような推計を持っております。

以上でございます。

○議長(山吹) 大瀬戸議員。

○10番(大瀬戸) 今、社人研という話が出ましたので、社人研のデータを実は私も持っております。社会保障人口問題研究所でしたかね。そういう名前の国のあれで、これの数字で例の消滅するどうのという話が出たんだと思うんですが、この数字はどこの町も減っております。熊野町は2040年の数字は1万7,651という数字が出ております。今のままだとそうなるということらしいんですがね。

先ほどの話は2万2,000ということでしたが、例えば先ほどの出生率1.28でありますとか、実はここに社人研のデータで先ほどの14歳以下のいわゆる子供の人口というものの予測も出ておりまして、実は25年後には今の子供の半分ぐらいになってしまうと、子供がね。半分ちょっとぐらいになってしまうという数字があります。この数字はこの数字で、全く根拠のないものではないとは思うんですけれども。

そういった現状があるということは皆さん当然承知されていることと思いますし、それをベースにこれから総合計画、それから総合戦略をつくっていかれると思うんですが、まず今の総合計画、10年物の総合計画は2万5,000を想定しておりますね。この2万5,000で実は今後、あと5年の計画が2万5,000という数字で行けるのかど

うかということ、あるいは努力目標でいくのかということ、このあたりをどのように考 えておられるでしょうか。

○議長(山吹) 西村企画財政課長。

○企画財政課長(西村) 総合計画でございます。5年前につくった基本構想の段階で1 0年後の人口、これを2万5,000と目標といたしました。したがいまして、今から 5年間策定いたします総合戦略につきましても、この目標人口は守っていけたらと思っ ております。

以上でございます。

○議長(山吹) 大瀬戸議員。

○10番(大瀬戸) 5年後に2万5,000というか、例えば今年々既にもう人口は減りつつある段階で、5年後、社人研の話では2万3,000というふうな数字が出ております。2万5,000と目標を立てるのは、それは希望的観測といいましょうか、そうあったらいいなということだと思うんです。

例えば、日本が25年後に1億人をキープしますというふうに出てますが、その前提条件は出生率2.07%という数字が要るということなんですね、逆に。2.07%ないと1億人がキープできないと、今、出生率が1.39の国がですよ。2.07にしないとという、何の根拠もない、ただ目標設定に対する根拠が2.07という数字なんですね。それと同じことを熊野町がやっても、私はそういう計画を立てていくと大きなギャップが出てくると。5年後には大変大きな現実と施策のギャップが出てくると思います。ですから、私は計画する段階である程度の努力目標は当然必要ですが、やはり実効性のあるというか、現実性のある数字を母体に、現実性のある政策をこれからつくり直して

いく必要があるというふうに考えます。このあたりはどうでしょうか。

○議長(山吹) 町長。

○町長(三村) 大瀬戸議員の御質問でございますが、人口が減ると住民税、町民税がか

なり影響してまいります。正直申し上げて、5年前に総合基本計画を立てたときに、2万5,000人、当時のいわゆる統計とかいろんな数値の予測は、10年たてば2万1,000から2,000だろうと言われておりました。ただ、当時の人口は約2万5,000人余りでございましたので、非常にこれは町長、厳しいよという意見もありましたけれども、やはり我々としては、ふえることはちょっと難しいんですが、現状の人口を維持しようということで頑張ってまいりました、いろんな施策。5年経過した時点で、今人口は、直近の人口は8月末で2万4,680人、約2万4,700人でございます。したがって、2万5,000人から300人減った状態であるということでございます。5年間で300人減ったという状況でございますので、いろんな施策があれしてるんかなと思います。

出生率が低いのは大きな問題でございますが、これはやはり基本的には国の政策に負うところが多いんでございまして、我々も努力してまいりますが、やはり我々市町村は、定住交流人口、これの獲得に、増加に努力してまいらなければならないと考えております。

そういった意味で、人口2万5,000人で後期計画をそのまま推進するのかということでございますが、できれば努力目標としたいと思っております。ただ、やはり2万4,000人ぐらいにはなるんではないかと。そう極端に2,000、3,000人減るということは現在のところ考えておりません。だから、2万4,000人から5,000人で今後5年間の後期計画を立ててまいりたいと考えております。出生率、そして定住交流人口ともに、何とか政策を掲げて頑張っていきたいというのが私の気持ちでございます。

以上でございます。

○議長(山吹) 大瀬戸議員。

○10番(大瀬戸) 町長の気持ちはよくよくわかるつもりですが、なかなかそうは言っても、さっきの話の中でも国の施策という面もありますから、単独町がしゃかりきになっても、なったから出生率が上がるとか、よそからどんどん移住してくるとか、なかなかどの町もやっていることですので、なかなかそう思うようにいかないのが現状ではないかと思います。

日本中が人口が減るんですから、熊野町だって減るんです、そりゃ。努力をしても減る。しなきゃもっと減るということもあるかもしれませんが、今でも熊野町は、例えば府中や海田や坂と比べると人口の減りぐあいがひどいわけです。人口だけではなくて、人口構成といいますか、中身ですね。これもすぐ10年先には本当に極端にいうと逆三角形の人口構成になります。そうなったときの、なるのはわかっているわけですよ、子供がいなくなりますし。そうするとそのときの、そのための施策を今からずっとやっていかないと、今までどおりの施策でそれでうまくいくわけがない。定住促進だといっても、それは絵に描いたもちのようになってしまうというのが起きてます。もう既に今から起きますから、新しい施策をどんどん積極的にしなければならないと思っているんですが。

そのときに私はやっぱり有効な考え方の一つとして、先ほど言いましたような広域の考え方ですが、いわゆる地域的な広域があります。熊野を中心とした安芸3町、それから広島市と呉と東広島の3市、この3市3町、今までも当然交流はしておりますが、これをもっと深めていく、もっと深めて人的交流も含めて深めていくのと同時に、今度はそれ以外に例えば民間、人的交流として民間です。例えば産官学金労とよく言います。産業、それから大学、研究機関、金融、労働団体、こういったところとの連携もさらに深めていって、例えばこのあたりですとマツダという大きな会社がありますが、そういったところと今まで以上の交流を深めていって、官民で動いていくというような考え方をさらに深める必要があろうかと思うんです。

例えば、広域なんかの考え方の一つの例ですが、広島県域で今広島市と安芸4町で図書館をお互い使えるようにしましょうという話が今あると思うんですが、これ例えば図書館の例ですが、これにつきまして今どのような状況になっているか、ちょっと図書館の広域を教えていただきたいと思います。

○議長(山吹) 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長(中村) 図書館につきましては、県立図書館を中心といたしまして、そ ちらのほうのネットワークで県内各地の広域で本が借りられるようになっております。 以上です。

○議長(山吹)  大瀬戸議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○10番(大瀬戸) 広島市と安芸4町の広域交流はあると聞いてますが、今県内でどこ
でもできるということですか。本を借りたり、貸し出しもできるということですか。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹) 中村生涯学習課長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○生涯学習課長(中村) 広島県の図書館のホームページから本を借りることができまし
て、借りましたら熊野町の図書館のほうに本が来るようになっております。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長(山吹) 大瀬戸議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○10番(大瀬戸) そういうことですか。例えばですよ、私前に呉の図書館に行ったと
きに貸し出しをお願いすると、熊野町民はだめですと言われたことがあるんです。今、
安芸4町と広島市が、それが例えば広島の中央図書館に行って熊野町民は貸し出せると
いうふうに聞いたんです。それは広域で約束事がしてあるんだということだったんです
が、そういうことはないですか。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹) 中村生涯学習課長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○生涯学習課長(中村) 先ほどの繰り返しになりますけれども、県立図書館のほうのか
ームページから今度は熊野町の、例えば在書とか、そこを経由して本がこちらのほう〜
来ることに、熊野町のほうに発送されることになってると思います。ただし、それには
やっぱり時間はかかります。
以上です。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長(山吹) 大瀬戸議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○10番(大瀬戸) 今、私が質問した分はちょっと調べといてください。お願いします

それが一つの例。それからもう一つは、スポーツ施設とか、グラウンドとかそういっ

たものなんですが、例えば深原公園のグラウンドを町外のグループが借ろうとしたときに貸してもらえなかったということがありました。当然、町の施設なんだから町民優先だということ、その面はわかるんですが、それは確かにそうなんですが、私は広域の考え方でいったら、例えば周辺市町のそういう施設、スポーツ施設やら文化施設、福祉施設やらいろいろ施設というものをお互いが使い回せれば、これはもうこれほどいいことはないんじゃないかと思っております。もはや人口減少を踏まえると、単独町で全てを解決するという時代ではないと。今までは自分たちの税金でつくった施設だから町外の人は使っちゃだめよというのが常識ではあったでしょうが、これからは使ってもらっていただいて、そのかわりそちらのも使わせてくださいねという時代になってくるんじゃないかと思うんです。

当然、これはお互いの市町での協定といいましょうか、お互いの理解が必要なことですから、時間と労力はかかりますけれども、そういった方向へ持っていくべきではないのかと思うんですが。

今、深原公園を使おうと思ったとき、これはNPOだからちょっとデータがないかも しれませんが、町内と町外に差がありますかどうか教えてください。

○議長(山吹) 隼田健康課長。

○健康課長(隼田) 深原公園の町外者、町民でない方の利用については、一応利用できるようになっております。あと利用料のほうが、町民の方に対して倍ということで、利用は可能です。

以上です。

○議長(山吹) 大瀬戸議員。

○10番(大瀬戸) 使えるのは使えるんですね。ほかの施設もそうだと思うんですね。 若干でもないですが、倍ですから高いけれど、使えるという段階ではあるのかなとは思います、ほかの施設もそうなんだろうと思います。以前は何か使えなかったという話を聞きましたので、そういった面ではいいのかと思いますが、そういうのを取っ払うという方向もあるんではないかと思うんです。そういうのを取っ払って広いエリアで物事を 考えてみるというのがいいんじゃないかというふうに思います。

例えば、周辺に大学もたくさんあります。大学があって、1時間も車で走れば5つ、6つの大学がありますが、そういったところの例えば図書館を借りるとか。もちろん今ではできないですが、そういった方向の研究というのもあっていいと思います。そういったあらゆる施設が周辺にあるので、これを有効に活用できる手段はないものかというふうに考えるんですね。そうすると、仮に少ない人口で税収が減ったとしても、町民の利益はさほど落ちないんではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長(山吹) 岩田総務部長。

○総務部長(岩田) 広域連携ということで、こういった少子高齢化という時代で現状のサービスを維持するとか、また新たなニーズにこたえるということで、この広域連携が非常に重要だということで、国の期待感もあって検討している自治体が正直多いと思います。そういうことがありまして、先ほど町長の答弁にもありましたように、県内でいろんな組織があるんですが、全て熊野町に関係あるものに参加をさせてもらって、現在その協議会の中で、個々にどういった連携ができるのかという担当者会議というのが先日始まっておるところでございます。

それで、今御指摘のように、広域連携というのが、自分の町だけいいというんじゃなくて、一緒に成長して、圏域として成長していこうという、それで町がそれぞれ発展していこうという視点に変わってきてると思うんですね、前の競争というよりもです。ですから、広域連携というのは非常に重要だというふうに思っております。

ただ、今言いますように、どういうふうな具体的な連携をするかというのは個々の連携協定で決めていくということになりますので、総合計画とか総合戦略でそこまではちょっとなかなか難しいのかなというふうに思います。

それから、地方創生のような大がかりな事業というんでしょうか、人口の施策というのは、特効薬はないわけですけども、さまざまな領域にまたがることは当然でございます。ですから、先ほどおっしゃいましたように、行政の中でもいろんな部局にありますし、自治体間、また産業界とか、そういったことにも連携してやっていかないと、横の連携がないと実施しても効果がうまくいかないとか、もしくは非効率だということになると思います。こういうことで今の広域連携というのは各自治体共通の認識だというふ

うに私は認識しておりますので、ただ、個々に取り組みに対する温度差というのはあるかもわかりませんけど、うちのほうは先ほど申しましたように積極的に入っていって、 その担当者間の中で連携できるものはするというふうに考えております。

答えになってないですが、そういうことでよろしくお願いいたします。

○議長(山吹) 大瀬戸議員。

○10番(大瀬戸) ぜひこれから物事を検討する段階において、そこを念頭に入れておいていただきたいということ。それから、今からつくる総合戦略、総合計画、この中にもやはり現実的で確実性のある計画を練ってほしいという要望。

例えば一つ例を言いますと、実は総務委員会で研修に行こうと思っていた京丹後というのを調べておりますと、京丹後市というのがあるんですが、調べておりますと、ここはつくってるんです、もう基本戦略をね。もうホームページで発表しております。ここはかなり国に対して挑戦的なものをつくっておりまして、国が1億人だっていうんだから、うちは7万5,000人だみたいな、5万3,000人しかいない町なんですけど、国が2.07というんだったら、うちは2.32だと。国の計算をそのまま当てはめて、かなり挑戦的なものをつくっております。多分皮肉だと思って見たんですけど、そういって早々とつくっているところもありますが、国にけんかを売る必要はありませんので、現実的に、そうかといって消極的にならずというところは難しいラインだとは思いますが、そこら辺を今後熟慮の上、進めていってもらいたいというのが希望であります。

以上で質問を終わります。

○議長(山吹) 以上で大瀬戸議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時からといたします。

(休憩 10時48分)

(再開 11時00分)

○議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

5番、沖田議員の発言を許します。沖田議員。

○5番(沖田) 5番、沖田でございます。

私からは2点について質問させていただきます。

まず1点目に、町内小学校の夏休み中のプール開放についてでございますが、今年度よりプールの監視員に高校生以上の募集をかけていたにもかかわらず、高校の行事がある日に面接日を設けたため、町内の高校生が面接を受けることができなかったと伺っておりますが、なぜこのようなことが起きたのか、理由をお伺いいたします。

また、プールの開放日が夏休みの前半9日間しかなく、保護者の皆様より、開放日を ふやしてほしいとの御要望を多数伺っておりますが、改善していただくことはできない のでしょうか、お尋ねいたします。

2点目に、町内小中学校の児童・生徒の自転車マナーの向上についてでございますが、信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に講習の受講を義務づける改正道路 交通法が本年6月1日に施行されましたが、町内においても横並び運転や自動車との接 触事故が後を絶ちません。子供たちを危険な行為から守るためにも、自転車マナーの向 上について教育委員会ではどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

以上2点、御答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長(山吹) 町長の答弁を許します。

町長。

○町長(三村) 沖田議員の二つの御質問、「町内小学校夏休み中のプール開放について」と「町内小中学校の児童・生徒の自転車マナーの向上」につきましては、教育部長から答弁をさせます。

○議長(山吹) 民法教育部長。

○教育部長(民法) 沖田議員の「町内小学校夏休み中のプール開放について」の御質問 にお答えします。

小学校のプール監視員の募集につきましては、4月上旬に町内全世帯にチラシを配布

し、同時に町のホームページにも掲載をいたしました。応募要件の中では、高校生も該当する旨、明記していましたが、プール監視は人命にかかわるとても重要な仕事であるため、基本的には成人者の方で、責任を持って誠実に職務を全うできる方を優先しておりました。

議員御指摘の、高校の行事と面接日が重なった件につきましては、チラシ作成段階では各高校の行事まで把握していなかった点もございますが、御応募いただいた生徒には、 面接日を変更して個別に対応させていただきました。

本年は、応募者が例年になく極端に少ない状況でしたので、5月下旬に再度、新聞に チラシを折り込むとともに、職員の知人なども含め、各方面に幅広く声をかけるなどい たしました。しかしながら、結果的には、1日当たり4校全てを開放するための最低限 必要な人員を確保できませんでした。

したがって、教育委員会、学校及びPTAで組織するプール開放運営委員会で協議した結果、1日当たりに開放するプールの数を3校までとし、ローテーションで回す運営としたため、残念ながら1校当たりの開放日が例年より少なくなってしまいました。こうした対応をもってしても監視員の都合により人員が不足する日もあり、職員が交代で監視に当たったところでございます。

教育委員会としましては、開放日数や監視のあり方について、学校及びPTAの意見 もお聞きし、来季に向けて検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、「町内小中学校の児童・生徒の自転車マナーの向上ついて」の御質問に お答えします。

自転車教室の取り組みとしましては、小学校では3年生または4年生を対象とし、また中学校では全学年を対象として、海田警察署、安芸地区交通安全運動推進隊熊野支部、地元自動車学校の協力を得まして、毎年、自動車学校及び各学校で実施しております。特に、自転車通学が認められている両中学校においては、町内の危険箇所等の写真を交えて説明するなど、自転車利用のマナーはもとより、正しい交通ルールの遵守や事故防止などについて指導をしております。また、各学校の生徒指導規程によりヘルメットの着用を義務づけるなど、自己防護についても指導しているところでございます。

議員御指摘のとおり、中学生の接触事故の件数は減っておらず、地元住民から自転車 マナーの向上を訴える声が寄せられています。各学校におきましては、登下校時におけ る交通安全指導も実施しておりますが、教育委員会としましても、これまで以上に、自 転車安全指導の強化と自転車通行ルールの周知徹底について、各学校と連携しながら推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

		TCCGA	· + y 。 · ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~
0	議長	(山吹)	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
			プールの監視員についてでございますが、昨年度までは大学生以上を募
	集し	ておりまし	たが、ことしは高校生以上になっておりました。その経緯をお尋ねいた
	しま、	す。今、御	答弁いただきましたとおり、人員確保が大変困難であるということが原
	因か	とも思われ	ますが、先ほど御答弁の中にありましたように、できれば成人をした者
	にア	ルバイトを	させたほうがいいという御答弁もありましたので、その点についてお伺
	レハレン	たします。	
$\sim$	$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
$\bigcirc$	議長	(山吹)	民法教育部長。
$\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
0	教育	部長(民法	<ul><li>今高校生からことしなったということでございますが、年々プール</li></ul>
	監視	員も少なく	なりまして、実際問題、他のアルバイト、例えば郵便局の配達とか、こ
	うい	った年末年	始に高校生もしておりますし、プール監視もしっかりした高校生であれ
	ば十分	分できるん	ではないかということで、人員確保の面からも高校生を募集させていた
	だき	ました。	
	以	上でござい	ます。
$\sim$	$\sim$ $\sim$ $^{\prime}$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
0	議長	(山吹)	沖田議員。
$\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
0	5番	(沖田)	高校生にアルバイトをさせるのは不安であるという保護者の声もありま
	すが、	、現在のプ	ールの監視員の体制はアルバイト1名、保護者4名と伺っておりますが
	警備	員の配置は	ないのでしょうか。
$\sim$	$\sim$ $\sim$ $^{\prime}$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
$\bigcirc$	議長	(山吹)	民法教育部長。

	<i>)</i>	と中 レエ	
	には、	生涯学習	課の職員がきょうは1名プールへ行ってくれということで対応いたしま
	した。		
~	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
С	議長	(山吹)	沖田議員。
~	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
C	) 5 番	(沖田)	先ほど言われました監視員3名の中には、警備会社から派遣されている
			まれているのでしょうか。
			~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
			民法教育部長。
$\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
С	教育部	『長 (民法	<ul><li>いえ、警備員は一切うちのほうでは雇用しておりません。全員うち</li></ul>
	の雇っ	た監視員	だけということにしております。
	以上	こでござい	ます。
~	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
С	議長	(山吹)	沖田議員。
~	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
С	) 5 番	(沖田)	以前、事故があった小学校において、その後の対応として各市町におい
			らの警備員を派遣するようにということが通達があったと思うんですけ
			いてはいかがでしょうか。
			~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
			民法教育部長。
			~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
$\overline{}$	****	7 巨 / 田沙	リー 田ナー ふとのはるづけ小学とのプールといることでの夕を具低阻と

○教育部長(民法) 現在、うちのほうでは小学生のプールということで3名を最低限必ず監視員を置くということで、それ以外に学校の各PTAのほうの何人かで監視しているという状況でございます。

以上でございます。

$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ (	$\bigcirc \sim \sim \sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$
○議長	(山吹)	沖田議員。 ~~~~~~							
$\sim \sim \sim$	$z \sim z \sim z$	$\sim\sim\sim\sim\sim\sim$	$z\sim\sim\sim\sim$	$\int \sim \sim \sim$	$\sim\sim\sim\sim$	$\sim \sim \sim \sim \sim \sim$	$\sim \sim \sim$	$\sim \sim \sim \sim$	$\sim$
○ 5 番	;(沖田)	先ほどの高校生	の募集を	せっかく	かけたん~	ですけれる	ども、保	:護者の中	に
は高	5校生にバ	イトをさせるのか	不安であれ	るという	声がある。	というのに	は、やは	り子供の	事
故に	こついての	責任問題が含まれ	ると思い	ます。そ	れについ	て、町かり	う監視員	が3名配	置
され	ていると	いうことは、この	募集要項(	には載っ	ていなかっ	ったようし	こ思うの	ですけれ	ど
ŧ.,	募集をす	るに当たって町か	屋っている	る監視員	が3名つい	ハていまっ	すのでと	いうこと	を
周知	コすれば、	また面接に来られ	る方もふれ	えたので	はないか。	と思うのう	ですが、	その点に	つ
いて	はいかが	でしょうか。							
$\sim$ $\sim$	$\sim \sim \sim \sim$	~~~~~	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ (	$\bigcirc \sim \sim \sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$
○議長	(山吹)	民法教育部長。							
$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ (	$\bigcirc \sim \sim \sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$
		法) 今うちのほ							
高校	を生の場合	には原則アルバィ	ト禁止とい	いうこと	があるよ	うでござい	ハまして	、原則で	す
のて	、保護者	の同意、それから	高校の同	意があれ	ばできる。	というこ	とですの	で、そう	い
った	こことで、1	簡単に本人はした	くても学	校の同意	が要るから	う面倒くる	さいけえ	.というこ	と
もあ	って少な	いんじゃないかと	理解して	おります	0				
$\sim$ $\sim$	$\sim \sim \sim \sim \sim 1$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ (	$\bigcirc \sim \sim \sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$
○議長	(山吹)	沖田議員。							
$\sim$ $\sim$	$\sim \sim \sim \sim 1$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ (	$\bigcirc \sim \sim \sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$
		今回の監視員に							
頼さ	れていた	と伺っております	-が、それ <i>\</i>	について	はいかがつ	ですか。			
$\sim$ $\sim$	$\sim \sim \sim \sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim \sim \sim \sim 1$	$\cap \sim \sim \sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$
		民法教育部長。							
$\sim$ $\sim$	$\sim \sim \sim \sim \sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ (	)~~~	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$
○教育	部長 (民	法) 依頼したの	は事実で	ございま	す。ちょ	うどやはり	り熊野高	i校の校長	先
生、	町にも、	町長のところへよ	く来られん	ることも	ございまっ	すので、-	そういっ	た折にう	ち
から	もぜひ高	校生でおればお願	iいしたい.	というの	はしたとこ	ころでご	ざいます	·。 しかし	`

以上でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○5番(沖田) 少なかったというのは、やはり熊野高校の行事があった日に面接日があ
ったからではないかと思いますけれども、その点については町のほうからも校長先生に
依頼をしてたということですので、やはり今後こういったことがないように対応してい
ただきたいと思います。
次に、プール開放についてなんですけれども、熊野町において過去のプール開放日の
実施期間及び日数をお伺いいたします。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹) 民法教育部長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○教育部長(民法) 過去ちょっと調べてみたところ、やはり平成18年までは8月末ま
で、夏休み開始からですから約40日近く、土日祝日を除きますので、開放したことが
ございます。平成19年からは現在のように盆までとなっております。
以上でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹) 沖田議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○5番(沖田) 現在でも他の市町においては8月の20日ごろまではプール開放を実施
している学校もあります。現在実施されている学校について、どのような体制で実施し
ているのか参考にしていただき、安全管理を十分に考えながら検討していただきたいと
思います。
プール開放については、夏休み中の子供たちの交流の場所でもあり、共働きの夫婦が
多い中、子供たちにとっては大切な居場所の一つでもあります。今後も継続していただ
けると考えてよろしいでしょうか。

現実にはほとんど少なかったというのが現実になっております。

○議長(山吹) 民法教育部長。

○教育部長(民法) 今後も、特に今回は4プール毎日あけたかったんですが、人が集まらなかったためにローテーションで4日に1回するとなりましたので、来年度は募集にもっと幅広く声をかけまして、毎日4校のプールが開放できるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(山吹) 沖田議員。

○5番(沖田) ぜひともよろしくお願いいたします。40日の長い夏休みのうちに、前半のたった9日間のプール開放では、残りの30日に保護者がたびたび有料のプールに連れていくには経済的にも負担が大きいとの声が多く、子供たちが自宅でゲーム漬けにならないよう、また体力向上のためにも、保護者と学校と地域が協力して、子供たちのために今後も充実したプール開放を継続していけるよう教育委員会に取り組んでいただきたいたいと思います。

以上でプール開放については終わらせていただきます。

次に、町内小中学校児童・生徒の自転車マナーの向上についてでございますが、先ほど御答弁にもありましたように、学校教育の一環としての自転車安全教育としては、入学時に交通ルールの徹底や自転車安全指導を行っておりますが、今回の改正に伴っての指導は行われているのでしょうか。また、保護者への周知はいかがでしょうか。

○議長(山吹) 民法教育部長。

○教育部長(民法) こっちも5月に小学校、中学校で交通安全教室を行いまして、その ときには海田警察署の警察官の方にも指導していただきまして、特に改正点等は指導し ていただいております。

以上でございます。

○議長(山吹) 沖田議員。

0	5番	(沖田)	先ほと	きも申し	ました。	ように、	この改	正道路	交通法が	ぶ本年の	り6月1	日に施
	行さ	れておりま	きすが、	5月に	やった~	その指導	草できち	んとそれ	1が徹原	まされて	ているの	でしょ
	うか	0										
$\sim$	$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~ ) ~	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim \sim \sim$
0	議長	(山吹)	民法教	女育部長	0							
$\sim$	$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim \sim \sim$
0	教育	部長(民法	(表)	見実問題	といた	しまして	、中学	校の自輔	広車マラ	├一、百	雀かにほ	んと沖
	田議	員さんもお	近くて	ぶよく毎	日見られ	れておる	と思い	ますが、	大きく	は変れ	つってな	いよう
	に思	います。そ	ういっ	たこと	もござい	ハまして	、私も	先日、村	交長会∅	つほうつ	では、各	校長先
	生に	再度、2学	と期にな	こったと	いうこ	とで自転	5車通学	を含めて	て、交通	通安全の	の実施に	ついて
	お願	いしたとこ	ろでこ	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	す。							
	以	上でござい	います。									
$\sim$	$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~ () ~	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim \sim \sim$				
0	議長	(山吹)	沖田諱	養員。								
$\sim$	$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~ ) ~	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim \sim \sim$				
$\bigcirc$	5番	(沖田)	広島県	具の交通	安全協会	会の調査	Eにより	ますと、	自転車	車事故(	り特徴と	しては、
	事故	の多い時間	帯は7	'時から	8時台の	の登校時	時間帯に	集中して	ており言	<b>きす。</b> き	また、事	故累計
	で多	いのは、自	転車相	1互では	正面衝勢	突、車と	の事故	では出会	会い頭事	事故とた	なってお	らります。
	また	、場所で多	らいのだ	は、交差	点での	事故が糸	18割と	なっては	おり、信	言号機力	がある交	差点で
	は右	左折時が多	く、信	言号機が	ない交易	差点では	は出会い	頭が多く	くなって	こおり、	そのう	ち自転
	車に	何らかの違	医反があ	る場合	が 6 割り	以上とな	こってお	ります。	教育委	を 員会な	が把握し	ていら
	っし	やる町内児	「童・牛	:徒の自	転車事	汝の具体	(例をお	伺いいた	とします	<del>ا</del>		
		$\sim \sim \sim \sim \sim$					,			· ·	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim \sim \sim$
		(山吹)				O						
$\sim$	$\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~ ) ~	$\sim$ $\sim$ $\sim$					
$\bigcirc$	教育	部長(民法	<del>(</del> )	*年度に	入りま	しても、	8月末	までで	すが 5 件	井発生 に	しており	ます。
	やは	りちょっと	お聞き	したと	ころでん	は、東中	学校区	がこち	ら全てで	ごござい	ハますけ	れども、
	ちょ	っとした朝	月の登材	を中に車	と接触る	をした、	そして	帰り、こ	これはこ	ここで利	払がちょ	うど目
	撃を	した事件も	ござい	います。	中学校の	の下で自	転車が	真っす。	ぐおりて	てきて、	車が回	ってき

たといった、ほとんど車との接触。子供が大きなけがをしたというのは聞いておりませ

 $\lambda_{\circ}$ 

以上でございます。  $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ ○議長(山吹) 沖田議員。 ○5番(沖田) それについては具体的にどのように御指導されているのでしょうか。 ○議長(山吹) 民法教育部長。  $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ ○教育部長(民法) まず、事故が発生した場合、学校からまず役場が時間ですとすぐ電 話が入りまして、その後、事故報告書が出てまいります。それに対してやはりうちのほ うとしましては、安全指導をもう一度やってくれということで、口頭で学校の先生のほ うには指導しております。 以上でございます。  ${f \cdot}{f \sim}{f \sim}{f$ 

○議長(山吹) 沖田議員。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ ○5番(沖田) 今回の改正法では危険運転で3年以内に2回以上検挙された14歳以上 の運転者に、自動車と同じような安全講習の受講、3時間5,700円を義務化し、こ の講習を受けないと5万円以下の罰金が科せられることになっております。危険行為と みなされる14項目の中には、歩行者用道路徐行違反や、指定場所一時不停止等、ブレ ーキ不良自転車運転などがあり、安全運転義務違反には携帯での電話やスマホをいじり ながらの運転、ヘッドホンやイヤホンの着用なども含まれます。特に、中学生において は早急に改正法の周知に努め、自転車マナーの向上を図っていくべきだと思いますが、 その点についてはいかがでしょうか。

 ${\hspace{-0.05cm}\scriptscriptstyle{\vee}\hspace{-0.05cm}}\sim\hspace{-0.05cm}{\sim}\hspace{$ 

○議長(山吹) 民法教育部長。

○教育部長(民法) この点は私も同感でございまして、先日も呉地の地域懇談会では自 転車の通学マナーが悪いというのも言われました。ということで、先ほど申し上げまし た校長会にもすぐ伝えました。また、機会がありましたら、どうしても引き続き重ねて 重ねて学校のほうには指導のほう、マナーの向上について呼びかけてまいりたいと思い ます。

以上でございます。

○議長(山吹) 沖田議員。

○5番(沖田) 広島県交通安全協会のほうからお聞きした事例を御紹介いたしますと、 女子高生が夜間、無灯火で携帯電話を操作しながら片手運転で自転車で走行中、前方を 走行中の女性、50代の女性ですが、背後から衝突した事故がございました。この女性 は手足のしびれで歩行困難になり、職を失うことになり、賠償命令額としては5,00 0万円が出ております。

また、自転車事故で、当時11歳の少年に対して、平成20年9月22日、当時11歳の少年がライトを点灯し、マウンテンバイクでなだらかな下り坂を帰宅中、知人と散歩していた女性に正面衝突、女性は一命は取りとめたものの意識は戻らず、寝たきりの状態に。この少年の母親には9,500万円の賠償命令が出ております。

このたびの改正法をちゃんと周知していないと、子供たちが加害者になる可能性も出てくると思いますが、先ほどから御答弁にもありましたように、各学校長にも働きかけていただき、早急に県警による講演会など、保護者も交えて行うべきだと思います。

年間を通して自転車利用者に交通ルールの遵守と交通マナーの実践を呼びかけ、交通 事故の防止と危険、迷惑行為の防止に取り組んでいる先進自治体の事例を参考に、さら なる自転車マナーの向上に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問は終わります。

○議長(山吹) 以上で沖田議員の質問を終わります。

続いて、2番、竹爪議員の発言を許します。竹爪議員。

○2番(竹爪) おはようございます。2番、竹爪憲吾でございます。

質問を始める前に、一言御挨拶申し上げます。4月の選挙の際には、初めてのことで 先輩議員の皆様、職員の皆様には大変お世話になりました。議員に選出され、またこの ような場に立つことができ感謝申し上げます。ありがとうございます。いつも緊張感を 持って誠心誠意、議員の職務を務めていきたいと思っております。何とぞよろしくお願 いいたします。

それでは、質問を始めさせていただきます。2点あります。

まず一つ目は、本町のごみの処理のあり方についてお伺いいたします。家のすぐそばにごみステーションがあることや、ごみ出しもすることからごみについてとても関心を持つようになりました。ここ数年のごみの量の推移はどうなっているのか伺いたいと思います。

次に、二つ目は山の日として8月11日が祝日に決まり、来年施行されることから、本町の山への取り組みはどのようになっているか伺いたいと思います。実は、このたび新人議員4名が広報委員会での取り組みとして、議会だよりに町内の山を紹介するコーナーをつくりました。8月発行分には、三石を取り上げ、11月発行分には土岐の城を予定しており、どちらも実際に地元の方々と一緒に登り、山の整備やルートなどをお聞きしました。それぞれの山での整備の状況が違い、山登りの難易度とは別に登りやすさに違いがあることがわかりました。そして、今の山の整備状態をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(山吹) 町長の答弁を許します。

町長。

○町長(三村) 竹爪議員の二つの御質問のうち、2番目の「国民の祝日、山の日、8月 11日」の御質問は私から、1番目の「ごみの処理のあり方」についての御質問は民生 部長から答弁をさせます。

平成28年から、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝するため、8月11日が「山の日」として祝日となります。戦後の経済成長や、それに伴う産業、エネルギーの構造変化に伴い、里山は次第に失われてまいりました。しかし、山は多くの自然的な恵みを与えてくれます。その恩恵に感謝することは、心の豊かさや精神的な安定をもたらしますし、土砂災害など自然の驚異から暮らしを守るためにも、山に対する関心は常に持ち続ける必要がございます。特に、本町は周囲を山に囲まれております。自然の大切さを再認識し、自然と触れ合える環境づくりを推進するため、住民と協働して里山の再

生に向けた取り組みを推進しているところでございます。

詳細につきましては、建設部長から答弁をさせます。

○議長(山吹) 森本建設部長。

○建設部長(森本) 竹爪議員の「国民の祝日、山の日、8月11日」の御質問について、 詳細にお答えいたします。

国民の祝日に関する法律の改正により、8月11日を山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する「山の日」として定められ、平成28年度より施行されます。現在のところ、山の日を記念する特別なイベントや取り組みは考えておりませんが、本町においては、平成19年度から「ひろしまの森づくり県民税」を財源とした「ひろしまの森づくり事業」を実施しており、森林を管理する団体、もしくは管理しようとしている団体がある里山については、山道の整備、案内板やベンチの設置、管理団体への補助を行い、里山に親しめる環境づくりなどを住民の皆様と協働して取り組んでいるところでございます。

森づくり事業で整備を行った箇所については町広報、ホームページ等でお知らせする とともに、今後、安芸郡3町で結成する森づくり協議会により、広域的な取り組みにつ いても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(山吹) 清代民生部長。

○民生部長(清代) 竹爪議員の「ごみの処理のあり方について」お答えします。

まず最初に、本町から排出されるごみの量でございますが、平成20年度以降、資源物を含んだ全体では7,400トン前後で推移しており、ほぼ横ばいの状態でございます。また、処理費につきましても、近年では2億5,000万円前後で推移しており、町民1人当たりに換算すると年額1万円程度となっております。

本町では、ごみを21の品目に分類することとしており、近隣の市町に比べて細かな 分別となっていますが、住民の皆様の御理解・御協力により、その分、ごみの量や経費 の削減につながっているものと考えております。 次に、今後の問題点ということでございますが、幹線道路沿いにある一部のごみステーションで地区外から持ち込まれたと思われるごみも見受けられ、また最近では、自治会や隣保班などに加入されていない方もおられ、地元で管理していただいているステーションでのトラブルも発生しています。こうした問題も踏まえ、ごみ出しのルールのさらなる周知について、町広報やホームページによる啓発等を継続して行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹)	竹爪議員。
~~~~~	~~~~~~~~~
○2番(竹爪)	今、ごみの量の総トン数を言っていただきましたけど、ここ3年間ぐら
いの総トン数並	をびに町民1人当たり1日の排出量はどのぐらいになっているか。そして
増減はどのよう	。 になっているか。それから周辺の市町村に比べて多いのか少ないのかを
お伺いいたしま	= 1

- ○議長(山吹) 中井生活環境課長。
- 〇生活環境課長(中井) まず年間排出量の近年ですが、25年が7,448トン、24年度が7,235トン、23年度が7,378トンと、先ほどの7,400トン前後で推移しております。そして、町民1人当たりのごみの量ですが、25年度が1人1日当たりが819グラム、24年度が790グラム、23年度が803グラム。そして、近隣町と比べて多いのかでございますけど、25年度の819グラム、これが安芸4町が912グラムと、平均からしますと1日当たりでは4町の中では低く推移しております。以上でございます。
- ○議長(山吹) 竹爪議員。
- ○2番(竹爪) 先ほど費用面もお聞きしました。町民1人当たりの年間、1人に換算しますとどのぐらいかかるか。そしてこの処理費用もそうなんですが、この周辺の近隣市町村と比較した場合の処理費用が1人当たり多いのか少ないのかもお伺いしたいと思い

ます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
206円、24年度が9,854円、23年度が1万380円で、25年度と比較しま
すと、安芸郡 4 町の平均が 1 万 4, 4 7 9 円と、 4 町の中で最も低い処理費用となって
おります。
以上でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長(山吹) 竹爪議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○2番(竹爪) 今の御答弁でもこの周辺の市町村の中では処理費用も安くついていると
いうことでございました。先ほど今後の問題点も言っていただいたんですが、ごみの有
料化を行っているところもあります。いわば呉市、東広島市がしてらっしゃいますけど
本町においてごみの有料化について、再度お伺いいたします。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹) 清代民生部長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○民生部長(清代) ごみの有料化を現時点で考えているのかということだろうと思いま
す。先ほど申しましたように、ごみについては町民の方も随分協力をしていただいて、
処理費用等も安く済んでおります。実際に有料化してない県内での市町といいますと、
安芸郡4町ともう一つの町があったと思いますが、本町では現時点では有料化というこ
とは考えておりません。また、今安芸4町ではそういった有料化というのが具体的に進
んでいるという情報も、現在のところ聞いておりません。
以上でございます。 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

○議長(山吹) 竹爪議員。

いただきながら、ごみの量を、私たち議員も同じですけど、町民とともになって進めて いきたいと思います。

それでは、ごみのほうの問題は、お伺いはこれで終了いたします。

そして、次に山の日に対しての質問をさせていただきます。

今現在、山の整備はどちらのほうをしていらっしゃいますか。

~, ~, ~, ~,	$\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~	~ ~ ~ ~	. ~ ~ ~	~ ~	~~~	~, ~, ~, ~	. ~ ~ ~ .	~ ~ ~ ~	. ~ ~ ~	~~
○議長(	(山吹) ~~~~	沖田建	設部次县	₹ 0							
○建設部 おりま た土岐 以上	次長 (沖 す。昨年 で です。 です。 ~~~~	田) 度は、 原ルー	今年度で 議員さ <i>ト</i> 、こ <i>を</i>	ご申しま いがおっ ららのほ	すと、しゃら	新宮地れた三	区の竜3 石山、そ いる状況	E山の山: こして新っ 記でござ	道の整備 宮地区 <i>の</i> います。	前を予定) 竜王山	して、ま
○議長(	(山吹) ~~~~	竹爪議	員。								
○2番( でござ	(竹爪) `いますか ~~~~	そして。	、今やな	っている	状態、	予定、	これはい	いつぐら	いに終了	ごさせる	予定
○議長(	(山吹) ~~~~	沖田建	設部次县	₹ 0							
○建設部 ござい ます。 以上	3次長(沖 ますけれ :です。	田)	今のとこ 今のとこ	ころ、今ころの計	·年度で ·画では	*終了と < 今年度	。県の補までの惠	i助制度 修備とい	としてに	は来年度	までおり
○議長(	~~~~ (山吹) ~~~~	竹爪議	員。								
○2番(	~~~~ (竹爪) しゃいま	今ので	わかった	こんです	が、こ						

〇議長(山吹) 沖田建設部次長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
今のところは来年度の計画はまだできてないという状況でございます。 以上です。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹) 竹爪議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○2番 (竹爪) そのようであれば、またこういう形で私たちが今議会だよりで山を特集
させていただきますので、また要望があればということでもあるし、また検討していた
だきたいと思います。
山に登り、頂上からの眺望もいやされるという方も多いですし、メタボ対策、健康増
進のために登っている方もいらっしゃいます。山の整備に伴って、それを利用した町の
行事を行っていく予定は今後ありますか。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長(山吹) 森本建設部長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○建設部長(森本) 8月11日、山の日ということに来年から休日になろうかと思いま
す。まだちょっと時間がございますので、これに関してどのようなことができるか、ま
た今まで整備してきた山々の管理人の方ともいろいろ話をしながら、何ができるかとい
うことを検討してまいりたいというふうに考えます。
以上でございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長(山吹) 竹爪議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○2番(竹爪) ありがとうございます。これで質問を終了させていただきます。ありが
とうございます。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹) 以上で竹爪議員の質問を終わります。
暫時休憩いたします。

再開は13時30分からとします。

(休憩 11時41分)

(再開 13時30分)

○議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

4番、諏訪本議員の発言を許します。諏訪本議員。

○4番(諏訪本) 4番の諏訪本でございます。よろしくお願いします。

2点ほど質問させていただきます。27年度、町の施政方針で、町長のほうから主要施策、そして具体的には地方創生に伴って筆の都の魅力をさらに高めると。もう一つは定住交流人口の維持・増加ということが述べられておられます。本日はこの二つについて質問したいというふうに思っております。

最初に、筆の都の魅力をさらに高めるということに関連して、熊野町の筆産業の振興についてお尋ねしたいというふうに思っております。言うまでもなく、熊野町は町民の約1割が筆の産業に従事するという、また日本の伝統文化を守るという意味からも、大変重要な産業でございます。さらに、充実、発展させていくことが大事だと、熊野町の町にとっても大事だというふうに思っております。内容的には単なる数的な問題ではなくて、内容的な充実が必要だというふうに私は考えております。

これまでも町政として行政のほうへ、国、あるいは政府のほうへ学習指導要領の改訂であるとか、書道時間の確保であるとか、そういったいろんなことで国のほうに働きかけておられると思いますけども、大きな変化という流れを変えるまでには至っていないように思っております。

筆産業、特に毛筆産業の活性化にかかわって、行政としてどのような取り組みをされているのか、あるいはまた現在どのような状況なのかということをお尋ねしたいと思います。

もう一つは、前回に引き続いて教育問題についてお尋ねしたいというふうに思っております。その中で、私は先ほど申し上げましたように、27年度の施政方針、定住交流人口の維持・増加ということと、特に学校教育のかかわりについて伺いたいと。ぜひとも私は魅力ある熊野の教育のまちの創造について、何かをしなければというように考え

ております。ぜひとも具体的なことを述べていただければというように思っております。 以上、2点についてよろしくお願いいたします。

○議長(山吹) 町長の答弁を許します。

町長。

○町長(三村) 諏訪本議員の二つの御質問のうち、1番目の「筆産業の振興について」 の御質問は私から、2番目の「教育の充実について」は教育長からお答えいたします。

本町の筆産業の現状でございますが、御承知のように、化粧筆は全国的にも知名度が高まり、比較的順調な状況でございますが、書筆は、少子化やいわゆる筆離れが進み、需要の低迷が続いております。こうした中、筆産業は本町の主要産業であり、本町の伝統産業として今後も継承されるよう、積極的に支援してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、総務部長から答弁をさせます。

○議長(山吹) 岩田総務部長。

○総務部長(岩田) 諏訪本議員の「筆産業の振興について」の詳細についてお答えをい たします。

筆産業への町の支援策、特に毛筆産業に対する支援といたしましては、熊野筆事業協同組合による後継者育成事業や、筆まつり及び筆の日イベント事業への実行委員会補助、 筆の里工房の運営を通した筆文化の継承、情報発信などの支援を行ってまいりました。 本年度におきましては、これらに加えまして、書筆の消費喚起を促し、熊野筆の愛用者をふやすことを目的に、国の地域住民生活緊急支援交付金を利用いたしまして、筆の里工房のセレクトショップで、書筆、画筆について、4割の割引補助をしているところでございます。

また、熊野筆事業協同組合からの提案を受け、海外での熊野筆のブランド化を促進するため、熊野筆の海外商標登録の申請に関し、国の交付金を活用しまして、事業費の全額を補助いたしております。

以上でございます。

○議長(山吹) 林教育長。

○教育長(林) 諏訪本議員の「教育の充実について」の御質問にお答えいたします。

人口減少社会を迎え、本町でも年々人口が減少しております。そうした中で、定住人口の増加を図るためには、教育力の向上も町の重要な施策の一つと考えております。熊野で教育を受けると、義務教育終了時点で選択肢が広がるということになれば、町外から転入してくる世帯もふえてくるものと思います。

これまで、確かな学力の向上を目指して、学校支援員や生徒指導相談員などの配置、 低学年書道科の導入、小学校と中学校が連携して生徒指導規程の一本化、家庭読書、す なわち「くまどく」の推進などにより、着実に学力は向上してまいりました。

8月末に、本年度の全国学力・学習状況調査の結果が公表されましたが、本町の小学生は、国語Aを除く4教科は県の平均を上回っております。また、中学生は、国語Aと数学Aが県内23市町でトップ、他の3教科でも県の平均以上の成績を上げ、全国最上位の福井県並みの学力をつけております。この結果から、義務教育終了時点における基礎学力は十分定着しているものと思います。

また、中学校の部活動においても近年大きな成果を上げております。例えば、安芸郡・江田島市中学校夏季総合体育大会においては、両中学校を合わせて、団体の部で男子が10部門中3部門、女子が8部門中3部門で優勝、3位以内にも多くの種目で入っています。特に、東中学校柔道部は3年連続で全国大会に出場しております。また、書道部は7月に文部科学大臣が視察された際には大書を披露するなど、筆の都の中学生として活躍しております。

今後とも、知・徳・体のバランスのよい育成により、熊野町で育ってよかったと思われ、将来の定住人口増加にもつながるような教育活動を一層推進してまいります。

以上でございます。

○議長(山吹) 諏訪本議員。

○4番(諏訪本) 2件について、ありがとうございました。熊野町の筆の産業の振興を 図るというところから質問をしていきたいというように思います。

後継者の育成であるとか、諸行事、それから情報発信、あるいは海外商標登録ですか、

こういった取り組みをされているということはわかりました。ただ、私は化粧筆のような大きなチャンスといいますか、こういった機会というのはなかなかこれから期待はできないのではないかなというように思っております。そういう意味で、地味でもいいからこつこつと、少しずつ書道人口をふやすような努力といいますか、取り組みを熊野町として積み重ねていくことが大切だというように思っております。

これまでの現状までの取り組みを否定するわけではございません。私は発想を転換して、いろんな方々の知恵やらアイデアを結集して、産業の活性化につなげることができないかというようなことを思っております。やはり組織というのは絶えずやっぱり動いて、イーブンではだめだと思います。やはり右肩上がりで少しずつでもやっぱり向上していくという、そういう組織じゃないと、なかなか成長といいますか、活性化ということはないのではないかというように思っております。

そういう中で、私は例えば本当にささやかなことですけれども、気がついた中のことを言わせてもらいますと、例えば書道人口の増加に向けて、広島を訪れる小・中・高校生の修学旅行、随分多くなっております。あるいは海外からも、国内からも多くの旅行客が広島に来られます。そういった方々に対して、出前的に書道体験であるとか、あるいは絵手紙を作成するであるとか、こういったようなものを実施してはどうかと。そのために来られる。広島の業者に言うてもだめなんですね。やっぱり来られる先の旅行業者のほうへ熊野のこういったことができるよというような売り込みをするとか、こういったようなことが必要ではないかなというように思っております。そういう中で、広島での思い出として、熊野の筆を強く印象づけられるんではないかというように思っております。

また、これも私の気づきですけども、表札をつくる。自分の名前を書くというようなことは、ある意味でいうたら自分の最も生涯を通して一番多く書く字でもあります。また、得意じゃない方もおられるかもわかりませんけども、やっぱり自分の名前は書いてみたいという気持ちはあると思います。そういった意味で、自前の表札づくりなどを提案してはどうかなというようなことを思っております。

いろんなやり方があると思います。石でつくったり、あるいは自信のある方は木へ直接書く方もおられるかと思いますけども、我々自信がないものは、紙に書いてそれをプリントするというような方法もあると思います。そういったような方法を活用して、表札づくりなど、これは私のほんの一部分ですけども、こういったようなことを活用して、

少しでも地道に書道人口がふえる取り組みをしたらいかがかというように思っております。

こういったことは、直接的には筆事業所であるとか、熊野筆事業協同組合といったところの取り組みになるかもわかりませんけども、このようなアイデアを引き出すための取り組みの支援や、実際の事業に対する補助といったようなことは考えられないかなというふうなことを思っております。ぜひよろしくお願いします。

○議長(山吹) 時光商工観光課長。

○商工観光課長(時光) いろんなアイデアを引き出すための取り組み、それへの支援ということだと思いますが、各事業所におかれましては、それぞれ経営強化のためにいろんなアイデアを持っておられるというふうに考えております。また、熊野筆事業協同組合、それから商工会といったところも、いろんな独自の施策の中で取り組みをされていると思いますので、町といたしましては組合や商工会といろんな協議をいたしまして、そういったアイデアの募集等も含めまして、支援策を検討し、必要な支援、それがあれば行ってまいりたいというふうに考えております。

また、今回の諏訪本議員のいろんなアイデア、この辺につきましても、筆組合のほう へお伝えをさせていただければというふうに考えています。

以上です。

○議長(山吹) 諏訪本議員。

○4番(諏訪本) ありがとうございます。

ただ、そういう中で、私は行政の立場といいますか、どの域に立つかということが大事だというふうに思います。そういう中で、リードまでしてくれとは私も言いませんけども、ある程度そういった団体、筆組合であるとか商工会、あるいは個々の事業所等との調整をしたりするのは行政ではないかというふうに考えたりするんですが、そこら辺についてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(山吹) 時光商工観光課長。

○商工観光課長(時光) 議員さんもおっしゃるとおりですが、筆組合、それから商工会といったものは、それぞれの中でいろんな施策を持って進めていらっしゃるというふうに思います。おっしゃるとおり、どちらがリードするというわけではありませんが、町といたしましては、国や県といったところからいち早く情報が入るわけでございますので、こういったものの情報提供、そういうものを図りながら方向性を統一していくと、そのような役割をしていきたいと思っております。

○議長(山吹) 諏訪本議員。

○4番(諏訪本) 完全ではないですが、一応わかったということにしたいと思います。 そういう中で、やはりこれから重点に関する事業、取り組みも始まると思うんですね。 そういった中でやはりそういったための、私はさっきちょっと申し上げた中で、やはり そういった例えばそういう会議を開こうかとか、そういったような会議のために必要な 予算であるとか、こういったような確保をぜひともお願いしたいというように思います。 重点等について、私もことし初めてなんで、ちょっと町の行政のことはわからないんで、 重点にかかわる実施時期であるとか、取り組み方等について聞かせてもらえればという ように思います。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(山吹) 町長。

○町長(三村) 今、いろいろ課長がお答えしたんですが、確かにやはり筆のことは筆組合が、そのための組合であって、第一義的には組合の中で自主的にやる気を持っていただきたいという面はあります。ただ、それだけに任せる時代ではなくなってるんで、あくまでも組合のいろんな活動に対して、いま以上に何か支援できる面はないかということは私も常々考えております。

ことしから筆組合の親会のほうと、それから青年部、これは別々になってるんですけども、若い人には若い人の考えがあるんで、年に二、三回は私と会合を持とうということで話をしておりますので、先日もやっぱり筆組合の方、幹部が見えられました、四、五人ですけど。そういった場で、やはり組合がやる気を持って臨んでくれるんなら、私

も筆屋の出身でございますので、やはり町が主導では限界があります。やはり筆屋さん 自身も自分でもやる気を持って、自分とこの商売は商売であります。これはしょうがな いんですが、そればっかりではなくて、もうそれだけじゃあ生き残れない時代であるよ ということは常々私、言っておりますので、みんなで共通できるところは何かいいアイ デアを出してくれと、それに対しては前向きに補助なり助成を検討していくということ はしてますんで、そういう方針で今後も行きたいと考えております。

先ほどの補充なんですが、諏訪本議員が言われた、いわゆる小中学校とか、外国人の書道体験、特に、今インバウンドということで、外国人の観光客をどうするかということが言われてます。外国人の観光客が、広島平和公園なりを訪れた後に熊野で、やはり日本文化というとやっぱり書道が一番だと思うので、その書道が体験できるような。大きなことは考えてません、施設整備のでかいのは考えてませんが、気軽に体験できる施設が工房の周辺にできればなということを考えております。小中学校の誘致も、今、社会見学で来られても工房で休むところはございません。それらと一体に合わせて、この地方創生の核として考えてみたいなという思いは持ってます。3年か4年ぐらいのスパンの計画になると思うんですが、そういうことを考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(山吹) 諏訪本議員。

○4番(諏訪本) ありがとうございます。私は今の話を聞きながら、やはりくどいわけ じゃないんですが、やはり行政が広い視野でそういう筆組合ともかかわりながら、一つ の方向を検討してもらえればというように思います。ぜひともよろしくお願いしたいと 思います。

それから、先ほど書道体験等の話がありましたが、できれば私は書道体験と先ほど申し上げたのは、宿泊先のホテルへ熊野から出向いて、紙とか筆とかを持って書かせる。特に食事の後、夕食のときあたりの時間を使って、風呂あたりも今ごろどういう形式かわかりませんが、例えば大浴場でしたりした場合にはローテで入ったりするわけですね。そうしたときにその待ち時間等が30分とか1時間ある。そういった時間等を活用して、熊野から出ていって、子供たちに書道体験をしてもらうと、こういったようなことがで

きないかなというようなことを思っております。

それから、先ほどの筆の里工房の関係で、書道の経験、体験ということも大事なんですけども、私はかねてからずっと言っているのは、熊野の筆の里工房へ近隣の小中学生の遠足をぜひとも来てほしいということをかねがね思っております。ちょうどこれは私が教員時代にもある教員から、何人からも言われたんですが、熊野はちょうど東広島、広島、呉のちょうど三角形の中間にあります。そうすると貸し切りバスで来れば1時間以内に皆来れるんですね。そしたら山登りと兼ねて書道体験等をできるようなことも工夫できるんではないかなというふうに思っております。

そういうようなことを本当に皆さんと力を合わせながら、先ほど言いましたように、 他の書道人口をふやすといっても、人口そのものが減ってるわけですから、そういった 中で、質的な書道人口の本当の実質的な増加を図っていきたいというふうに思っており ますので、ひとつよろしくお願いいたします。

今年度の施政方針にも、町長の中に選択と集中であるとか、あるいは最小限の経費で 最大の効果という言葉も上がっております。ぜひともそういった面でほんと積極的な攻 めの施策を、あるいは予算を組んでいただきたいなというようなことを思っております。 よろしくお願いします。

続いて、教育の問題についてお尋ねしたいと思います。

先ほど教育長のほうから、柱的には2本、学力向上、それから部活動について、この 二つについて説明してもらいました。全国学力テストの結果等を説明してもらいました が、また27年度の熊野町の教育行政施策の方針の中でも述べてありますけども、特に 例えば基礎学力の定着度が30%以下の生徒・子供たちを減らす、そして80%以上の 生徒をふやすというようなことが述べてありますけども、学力向上にかかわってどんな ことを実際に取り組んでおられるか。具体的なところを少しお聞かせ願いたいというよ うに思います。よろしくお願いします。

○議長(山吹) 林教育長。

○教育長(林) ただいまの質問は通過率の問題であろうというように思います。それで、 通過率が30%以下の子供を減したい、そして80%以上の子供をふやしたいというこ とでございます。それで、現実、今回行われました例えば広島県の基礎基本定着状況調 査で見てみますと、例えば小学校は3教科あるんですが、国語、算数、理科。大体213人の中で1人、2人、3人でございます。そして中学校でいえば、国語、数学、理科、英語とあるんですが、理科が一番悪くて、通過率8人、あとは3人、1人というような状況でございます。30%以下の子供がどうのいう問題じゃなしに、やはり日ごろからきめ細かい指導をしていくというのが、今本町で取り組んでいる状況だろうと思います。

例えば、各学校それぞれ特徴があるんでございますが、例えば第一小学校であれば、単元ごとに確実にテストをやって、それに通過してない子供にとっては放課後補充学習をすると。そして授業においても、これは県のほうから、あるいは町のほうから加配をいただいた場合には、議員よく御承知のように、習熟度別学習とか、あるいはティームティーチングという手法を取り入れて、丁寧な対応をしております。また、中学校におきましても同様でございます。

そして、例えば東中学校やなんかは、1週間で学んだことを水曜日に試験をする。そして、その8割、これは簡単な問題ですが、8割がとれなかった子供に対しては木曜日にステップアップ教室を実施すると。そうすると、これはクラブ活動よりも優先しております。そして、そこで一緒に勉強して、それでもなおかつ対応できないような子供に対しては、フォローアップ教室、すなわち今度は1人の教員が数人の子供を担当して見ると。これはどっちかいえば勉強そのものよりも、学習の仕方であるとか、生活の仕方等とも含めて指導しているというように、とにかく丁寧な対応をしておるというのが現状です。

そして、80%以上をとるような子供に対しては、これはいわゆるできる子ということなんで、プリント、課題やなんかもたくさんいろんな課題を準備しておきまして、難しい課題を数多く解かす、これが一つ取り組んでいるところでございます。

先ほどの習熟度別というのがございましたが、中学校においても加配がある状況におきましては習熟度別学習、あるいはティームティーチング等々を取り入れて、丁寧な対応をやっております。

以上でございます。

○議長(山吹) 諏訪本議員。

○4番(諏訪本) ありがとうございます。私も学校現場におりましたのでよくわかるん

ですが、今言われたようなステップアップであるとか、フォローアップであるとか、こういったことを学校で取り組むというのはなかなか教員の勤務等が絡んで非常に厳しいのはよくわかってる中で、熊野町はそれを実施できてるということで、本当は先ほど全国の学力調査等の結果も簡単にしゃべってもらいましたけども、そういう面である程度一定以上の学力が熊野町においてはついてるということで感謝申し上げたいというように思います。

ただ、私は欲張りじゃないんですが、やはり教育には夢や希望を持たなきゃいけないということで、例えば先ほどの全国学力テストで全国1位に福井県があるという話を聞きましたけども、例えば町単位で熊野町がトップになってもいいじゃないかというようなことも考えております。

じゃあ、そのために何をしなきゃならんかなというようなことも私なりに考えたりしますけども、やっぱり大事なことは、私も経験がありますけども、やはり全国のトップを見せる、トップを知るということが大事だというように思います。

そういう面で、先生方のほうにぜひともそういう積極的な研修の機会を与えていただいて、本当に先生方が意欲に燃えるような学校をつくってもらいたい。それが結果的には子供のほうにつながるというように思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいというように思います。

 ${\hspace{-0.05cm}\scriptscriptstyle{\vee}\hspace{-0.05cm}}\sim\hspace{-0.05cm}{\sim}\hspace{$ 

○教育長(林) 議員御指摘のとおり、教員がみずからを磨くということは非常に大切なことだと思っております。それぞれ研修の仕方にはいろいろとあると思います。校内で行う研修、あるいは教育センターという、広島県には県立教育センターというきっちりした研修施設がございます。そこで行う研修。あるいは大学院で学ぶ研修。あるいは県外や国外に出て学ぶ研修。いろんなものがございます。できたら先ほど議員が言われたように、いいものを見せたい、よく私が使う言葉なんですが、夢とロマンということで、やはりいいものを見ることによって、やはり目からうろこが落ちるというような状況をつくり上げていきたいというように思っております。

ちなみに今年度ですが、教員本務者が116人おるんですが、教育センターへの研修、

みずから学ぶ研修でも118講座申し込んでおります。ということは日ごろからとにかくみずからを鍛えなさいと、他流試合をせんことには子供の力はつかないよということを言うておるんですが、そういった意味ではいろんなマネジメントの研修であるとか、エキスパート系の研修であるとか、そういったものを受けてくれております。

そして、町内におきましても、本当に学力向上にかかわって、小中が一緒になって勉強会をやっておりますので、今後とも今言われましたように研修を大切にしながらやってまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○議長(山吹) 諏訪本議員。

○4番(諏訪本) 国家百年の計は教育にあるとかいうことをよく申します。あれは小泉さんの時代ですかね。長岡藩の米百俵の件やら話がありましたけども、やはりぜひとも教育を大切にしてもらい、魅力ある熊野の町の教育に向けて、定住人口の確保にもぜひともつなげていきたいというように思います。

その裏にはやはり子供を思う親の気持ちというのは皆やっぱり一緒なんですね。我が 息子、我が娘に対して、こうなってほしい、こうしたいという気持ちを、やはり学校の 教員だけじゃなしに、こういった我々行政も含めてしっかり基本にしていきたいなとい うようなことを考えております。

最後、少し教員の人事等に絡む話になりますけども、学校支援教員であるとか、生徒 指導教員、こういった配置については町で対応されているというように聞いております。 現在の学校状況等を考慮していただきまして、先ほどから教育長も申しておられますよ うに、きめの細かい、少人数でよりきめの細かい指導を徹底するための教員のそういっ た数の確保をぜひともよろしくお願いしたいというように思います。

ちょっとこれは要らん話になりますけども、かつて私が熊野高校へ着任したころですが、ある教員が、黒板の前のほうには割合学習の高い子供を前のほうに向けて、学力の少し低い子は後ろ側に向けて、前後に二つに分かれて授業をしたようなのを見たことがあります。ぜひともそういった面で、子供たちに本当にやはりきめの細かい指導をぜひともお願いしたいというように思います。

次に、部活動の状況、このことの質問をしたいと思います。

部活動の状況やら、指導者の状況についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願い します。

○議長(山吹) 民法教育部長。

○教育部長(民法) 部活動への町の支援でございますけども、中学になりますとクラブが本格化いたします。そうした場合に、教員全ての方がそのクラブの専門ではございません。そういった専門分野にやっぱり教員がいないという場合には、町のほうで外部講師のほうを雇用してクラブのほうを支援しております。今年度は、テニス、サッカー、陸上においてそういった外部講師を雇用しており、中でも地域住民の方でそういった指導ができる方であれば、そういった方を優先して雇用しております。

以上でございます。

○議長(山吹) 諏訪本議員。

○4番(諏訪本) 大体わかりました。ただ、部活動というのは、実際小学校ではないんですね。学校の部活動というのは中学校以上なんですけども、子供たちのやはり物事の考え方であるとか、いろんなことに取り組んでいくという姿勢ですね。こういったことに関しては非常に大切な要素だというように思っております。しつけ的なことであるとか、挨拶、あるいは用具を大切にする。あるいは指導者、あるいは先輩や後輩、そういった人間関係の構築にも大変重要なものだというように思っております。

ただ、私も学校におりましたからある程度わかるんですが、そういった指導ができる 教員というのは学校の中でもやはり限られております。十分確保するまでには至ってな いというのが現状でございます。また、そういった部活動のための教員を配置するとい うことも、これもなかなか厳しい状況です。

そういった中で、私は学校の教員に全てを頼らないような部活動を考えてはいかがかなというふうなことを考えております。先ほどもありました外部コーチの話になりますけども、地域住民やら、私はさらに踏み込んで町の役場の職員の皆さんの中ででも、そういった文化やスポーツ活動で指導ができる方がおられたら、そういった方々を採用できないかなというように思っております。これがうまくいったら、ほんと地域と密着し

た、そういった学校の部活動に関連したスポーツ活動、あるいは文化活動ができるんで はないかというように思っております。

ちょっと例を言いますと、隣の坂町ですけども、これは私の教え子の関係なもんでちょっとよく知ってるんですけども、実際坂町で町の職員が陸上競技の指導をして、県トップレベル、あるいは今全国トップレベルの活躍をするようになっております。ある意味で町の看板的な活動もしてきておりますけども、その中身をちょっと触れますと、建設の方等もおられるようです。調べてみますと建設関係の方もおられて、教育委員会ばっかりじゃなしに、建設の方もおられたりして、実際、今兼職、要するに役場の職員が兼職で学校事務を担当するということになって、3時半ないし4時ごろから学校のほうへ行って部活動の指導をしておられるという話を聞いております。実際には、今坂の場合には柔道、野球、陸上、この3種目の指導者が役場の職員が行って指導しているということでございます。ぜひとも、かつては外部指導者は国、あるいは県のほうで措置した時代があったんですが、今なくなっておりますけども、こういったようなことを範囲を広げて、こういった外部指導者の活用について考えてもらいたい、あるいは検討してもらいたい。現在でももしそういった考え方がありましたら、ちょっと説明してもらえればというように思いますが、いかがでしょうか。

○議長(山吹) 民法教育部長。

○教育部長(民法) 現在のところ、やはりどうしても予算的な面もございまして、例えば講師報酬、各中学校に割り振っておりまして、その中で中学校のほうから各学校でこのクラブに使いたい、このクラブにどうしても充実させたいと、そういうところを優先しておりますので、町のほうとしましては、今学校のほうに要望を聞いてからということになろうかと思います。

以上でございます。

○議長(山吹) 諏訪本議員。

○4番(諏訪本) これは私がちょっと今思うことですけども、町長さんのほうに質問に なるかもわかりませんけども、役場の職員が学校事務を兼務して、実際には坂町なんか の場合には5時半までと。5時半を超えたりした場合には超過勤務手当を出したりする というような手当をしているようですけども、そういったようなことについてお考えが あるかないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(山吹) 町長。

○町長(三村) 大分前にちょっと聞いたような気があるんですが、そこまで検討したことはないんですが、少し検討して、専門の臨時講師を雇うんではなくて、そういった形態もありかなということで今聞いておったんですが、少し研究させていただいて、坂がそこまで成績を上げているなら、費用対効果の面でもいいんじゃないかと思いますので、少し検討期間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(山吹) 諏訪本議員。

○4番(諏訪本) ありがとうございます。ぜひとも先ほどから申し上げておりますように、教育に関してはやはり魅力ある教育のまちづくりということで、ぜひともお願いしたいと思います。そして、先ほどから出ておりますような、きょうの午前中も随分出ておりましたが、定住交流人口の維持増加に向けて、いろんな取り組みをしていきたいと。先ほどの筆の産業の振興も含めて、こういった教育も含めて進めていきたいと思っております。少しでもそういったことに私らが力になればというように思います。私も地道にそういった取り組みをしてまいりたいというふうに思います。ぜひとも先ほどと同じよう選択と集中をして、ぜひとも最小の経費で最大の効果ということを考えて、限りある予算をしっかり有効に活用して、ぜひとも攻めの行政をお願いして、私の質問を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(山吹) 以上で諏訪本議員の質問を終わります。

続いて、3番、立花議員の発言を許します。

立花議員。

○3番(立花) 3番の立花慶三でございます。

小学校低学年の書道科について御質問させていただきます。

現在、小学校において低学年書道科が開設されています。これは熊野町独自の取り組みであり、中でもPPGという極めてユニークな取り組みがなされています。これによる効果は絶大なものと考えます。よって、これらの成果をもって教育の町熊野のPRを図り、子育て世代夫婦の移住を促進し、定住人口の増加によって、町の発展につなげようという考えをお持ちでしょうか。

また、低学年書道科の取り組みによる正しい姿勢、心の落ちつき、集中力、持続力の向上などの成果を紹介するためにDVDが作成されています。このDVDによってPRの全国展開を図り、国、または各県に採用を促し、その結果として筆の需要が高まり、 筆産業の振興の面からも、定住人口の増加につながると思いますが、いかがでしょうか。 以上について答弁をお願いいたします。

○議長(山吹) 町長の答弁を許します。

町長。

○町長(三村) 立花議員の「小学校低学年の書道科について」の御質問にお答えいたします。

小学校低学年の書道科は、児童の授業に対する姿勢や態度を養い、本町の伝統的な筆産業の理解を深めることを主眼に導入いたしております。学校現場では、この取り組みの教育効果が確かなものであると評価がなされております。

また、議員御指摘の定住促進効果につきましてですが、このようなソフト事業を初め、 定住・交流を促すハード・ソフト両面の多様な取り組みの成果としてあらわれるものと 考えておりますので、本町の特徴的な取り組みであります小学校低学年書道科が、今後 一層充実したものとなるよう、私としても配慮してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育長からお答えいたします。

○議長(山吹) 林教育長。

○教育長(林) 立花議員の「小学校低学年の書道科について」の御質問にお答えします。

熊野町では、平成22年度から、熊野町独自の取り組みとして、教育課程外で年間15時間、小学校1・2年生が毛筆を使用しての書写に取り組むという「書道科」を導入いたしました。この低学年書道科では、筆を使う書道の作法を学ぶことで、集中力、持続力が養われ、その結果として、落ちついた授業ができるようになり、児童の心の安定や学力向上の一翼を担っているものと考えております。

また、この低学年書道科の取り組みについて作成したDVDは、国、県を初めとした 視察時や視察来訪時、書道科のある大学、県内の市町などに広く配布し、また、視聴し ていただくなどし、その取り組みについてのPRに努めてまいりました。こうした取り 組みの中で、本年7月、下村文部科学大臣などが熊野町に視察に来られた際、熊野第一 小学校での低学年書道科をごらんいただき、高く評価をいただいたところです。

今後もこのDVDの活用を含め、低学年書道科について、教育の町熊野町の取り組みの一つとして町外へ広くアピールしていくことで、子育て世代の移住が促進するよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております

以上でございます。

○議長(山吹) 立花議員。

○3番(立花) 具体的なことなんですが、書道科の授業の中でのことなんですけども、 終わった時点で、生徒が筆とかすずりとかそういうものを片づけるというんではなくて、 先生が片づけている、そういう姿を見ましたら、何の道におきましても、やはり始めと 終わりの大切さ、そういったものが非常に重要なんではないかなということを思います。

この低学年の書道科の一番いいところというのは、やはり挨拶とか決まりごととか、そういうものが一番基礎になって、よくはっきりしたことはわかりませんけども、子供のしつけは3歳までとかいうようなことも言われておりますように、非常に重要なことだろうと思います。せっかくすばらしいことをしておられるんで、できれば、ちょっと耳にしたところでは、時間が足りないとか、そういうことにもつながっているんだろうということを思いますけども、もう少し余裕を持って、せめて最後の片づけを子供がするというぐらいのところまでできないかなということを思うんですが、そこらはどうでしょうか。

○議長(山吹) 民法教育部長。

○教育部長(民法) 議員御指摘の後片づけぐらいはできないかということでございますが、現在、年間15時間の実技指導でございます。その中で小学校1、2年生に少しでも実技指導をさせたいということから、現在は町の講師のほうにさせております。それとともに、現在の用具は全ての1、2年生が使っておりますので、やはり次に使う児童のために同じ状態でするということもございます。ただ、子供たちにはこの用具は当然みんなが使うものだから大切にさせていくというところの気持ちのほうは指導をしております。

以上でございます。

○議長(山吹) 立花議員。

○3番(立花) いろんな理由はつけられると思うんですけども、やっぱり大切なもの、 基本的なものをもう少し町というか、教育委員会のほうでも考えていただいて、どうせ やるならもっともっと効果が上がるような、そういった取り組みをしていただければと 思います。

それと、私がこの質問をさせていただきますのは、町民の方もこのすばらしい取り組みというものをよく御存じかどうか。私は申しわけないんですが、今まで知らなかったようなことなんで、学校の参観日に行かれる父兄の方は、あるいは今の書道科にちょうどたまたま当たればよさというのがわかるのかもわかりませんが、そうでない人はなかなか見れないんじゃないかと。インターネットでも取り上げておりますというようなことも言われますけども、なかなかインターネットまで開いて書道科を見ようかという人もおられないんじゃないかと思いますが、そこらあたりのことはどれぐらい書道科のすばらしさというものを町内でPRしておられるか。そういったところをお伺いしたいと思うんですが。

○議長(山吹) 横山教育部次長。

○教育部次長(横山) ただいま議員が申されましたように、インターネット等が普及し

ておりますので、ホームページだけではなく、町民全体が周知といいますか、そちらができるような対応といたしまして、まず熊野町の観光PRキャラクターとしてのふでりん、こちらのフェイスブックにおきましても、このDVDと同じ動画が見れるようにしております。そして、また多くの皆様にアクセスをいただきまして、閲覧のほうをしていただいているという状況でございます。

また、学校のほうにおきましては、就学時前学校の公開・開放授業といいますか、そういったものもございます。そういった中で多くの方にこの熊野町の特徴的な取り組みの一つである低学年書道科について見ていただく機会を設けているという状況でございます。

以上でございます。

○議長(山吹) 立花議員。

○3番(立花) ありがとうございます。熊野町の中でもそうですけども、じゃあ私が先ほど定住人口の増加につながるんではないかという、そうしたことを述べさせてもらったんですけども、これぐらいすばらしい教育が小さいときからできる熊野町、そこへぜひ私なら子供を9年間、あるいはもっと小さいときからでも住んで、そういうすばらしいところで勉強をさせたいという思いがあられる人が出てくればと思うんですけども、そういった定住人口につながるといったような思いはお持ちでしょうか、どうでしょうか。

○議長(山吹) 横山教育部次長。

○教育部次長(横山) この低学年書道科と申しますのは、先ほどから説明にありますように、いわゆる授業の中で落ちついた心、集中力、持続力、心の豊かさを育むといったようなことを主体に取り組んできております。議員申されましたようにPPGという熊野町としても特徴的な取り組みをしているということでございます。今後もこのような状況の中でPPG、あるいは低学年書道科というものを幅広く多くの世代の方にPRをすることによって、熊野町は本当に魅力のある町だなというふうにどんどんPRをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(山吹) 立花議員。

○3番(立花) テレビなんかをよく見ておりましたら、山間地に移り住んで子供に勉強をさすというようなことをよくやっております。ここは極端な山間僻地というわけじゃありませんけども、せっかくすばらしい学びができる環境がありますので、ぜひともそのことをもっともっと深めていっていただければと思います。

それと、DVDがつくられております。私も一回見せていただいたんですが、すごいすばらしいものです。熊野町全体もPRできておりますし、あるいはさっき言われましたような子供のPPGという、そういった取り組みが載せてあります。私は感動して見たんですけども、これはいいと思ったんですが、これをいつごろ作成されて、そしてこの活用がどのようになされているか。これは町内でもそうですけども、県外、あるいは国全体に対してこういうPRをどういう展開でされているかということをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長(山吹) 横山教育部次長。

○教育部次長(横山) DVDにつきましては平成24年度に制作を行っております。そのときに350本用意をいたしました。その活用でございますが、先ほどの答弁にもございましたように、これまで国を初めまして、県外の視察でございますとか、あるいは熊野町のほうに視察にいらっしゃったとき、また書道科のある大学などの学校関係機関、そして県、市町の教育委員会等に配布、また視聴等をしていただいております。こうして熊野町の特色のある取り組みの一つである低学年書道科についてPRに活用してまいりました。

以上でございます。

○議長(山吹) 立花議員。

○3番(立花) ありがとうございます。本当にもっともっと、350本が少ない数か多

い数かは私もよくわかりませんけども、これだけインターネットとかそういうものが発達しておりますから、DVDを私に何枚かいただければ知り合いにでも配ってPRすると、そんなこともできますし、自分自身でインターネットとかフェイスブックとかに載せて、知り合いの人にPRしていくと。それは一概に即効果を発揮するということはわかりませんけども、何らかの格好で本当にすばらしいものをどんどん押し広げていって、本当に定住人口につながっていくようなそんな取り組みをしていただきたいと思います。きょうはお願いもありますけども、こういうのをこの場でPRしていただくという、

そうした思いを込めて質問をさせていただきましたので、ぜひこれからもよろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山吹) 以上で立花議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は14時45分から。

(休憩 14時29分)

(再開 14時45分)

○議長(山吹) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第5、報告第5号、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金 不足比率報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。

町長。

○町長(三村) 報告第5号、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書につきまして、御説明申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の4指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきまし

ては、当町の全ての会計が黒字となり、赤字額が存在しませんので、比率は算定されません。

実質公債費比率は9.9%、将来負担比率は11.8%でございます。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、当町の水道事業、下水道事業ともに 資金不足額はございませんので、この比率についても算定されません。

- ○議長(山吹) 西村企画財政課長。
- ○企画財政課長(西村) まず議員おっしゃられました2億6,267万5,000円、こ

れにつきましては6ページのところにございます法非適用企業ということで、下水道事業特別会計の事業に関して数値を求めたものでございます。

4ページに戻っていただきまして、将来負担比率のほうで、先ほど議員の御指摘ございました筆の里振興事業団につきましての数値を入れております。

以上でございます。

○議長(山吹) ほかにございませんか。

荒瀧議員。

○9番(荒瀧) 失礼をいたしました、それは。筆の里振興事業団は何ページと言われま したかね。もう一度。

教えてください。多分1、2、3、4つが一緒になっとるんじゃろうと思うんですね。 だからそれぞれのちょっと項目でやっていただきたいということと。

もう一つ、将来負担比率という件でございます。これは今のトータルのものにもなろうと思うんですが、結局報告書によりますと健全であるというような内容が書いてあるように拝見するんですが、結局は将来に向けて投資をしとらんということですよね、これは。どうでしょうか。

○議長(山吹) 西村企画財政課長。

○企画財政課長(西村) 今の御質問につきまして、今議員がおっしゃられたとおり、将 来にわたって投資は少ないという形で計算しているということで、少なくなっておりま す。

以上でございます。

○議長(山吹) ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) 以上で報告を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(山吹) これより日程第6、議案第40号、熊野町個人情報保護条例の一部を改

正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(三村) 議案第40号、熊野町個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、通称「番号法」の施行に伴い、通常の個人情報と、町が今後収集・保有することになる個人番号が付随した「特定個人情報」との区別を明確にするとともに、その取り扱い等について、番号法第29条で規定されている行政機関個人情報保護法における字句の読みかえ規定に準じた改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山吹) 宗條総務部次長。

○総務部次長(宗條) それでは、議案第40号、熊野町個人情報保護条例の一部を改正 する条例案につきまして、御説明いたします。

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、通称「番号法」が公布され、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が一部の規定を除き、本年10月5日に施行されます。

この法律では、全国民に対して12桁の個人番号が割り振られることとなっており、 この個人番号をもとに、税・福祉分野等における行政手続の簡素化等が図られることと なっておりますが、同時に、この個人番号は、当該個人を証明する非常に重要な情報で あり、所得状況などの秘匿度の高い情報と結びつけられるものであることから、これま での個人情報と、個人番号が付随した特定個人情報とを明確に分け、その取り扱いにつ いても区分する必要がございます。

特定個人情報の取り扱いについては、国の行政機関にあっては行政機関個人情報保護 法により、地方公共団体にあってはこれを条例により規定する必要があるため、個人情 報の保護について定める熊野町個人情報保護条例の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、資料1のとおりでございます。この内容について概要を申し上げますと、まず資料表面の表、改正条例第1条関係では、第10条の2及び第10条の3において、特定個人情報は、原則として番号法に定められた事務、目的以外では利用・提供できないことを、表の第13条から第30条までの5つの条項において、保有特定個人情報の開示・訂正・利用停止の請求手続は、本人から委任を受けた代理人でも可能であることを定めます。

次に、資料裏面の表、改正条例第2条関係といたしまして、保有特定個人情報の提供記録については、開示・訂正の請求手続から除くことを定めます。マイナンバー制度におきましては、自分の情報が行政機関でどのように保有されているか、転出入の際などに行政機関がどのように情報をやりとりしたかなどを個人が自宅のパソコンなどから確認することができる「マイナポータル」と呼ばれる仕組みが導入されます。このため、行政機関における自身の保有特定個人情報の提供記録については、開示の請求手続が不要である旨などを規定するものでございます。

この改正条例の施行日は法施行日である本年10月5日といたしますが、マイナポータルによる開示請求などに関する部分につきましては、法施行日が未定でございますので、今後政令で定められる当該部分の法施行日をもって施行する旨を附則において定めるものでございます。

以上でございます。

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第40号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第40号については原案のとおり可 決されました。

○議長(山吹) これより日程第7、議案第41号、熊野町手数料条例の一部を改正する 条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(三村) 議案第41号、熊野町手数料条例の一部を改正する条例案につきまして、 提案理由を御説明申し上げます。

熊野町手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、通称「番号法」の施行に伴い送付される個人番号が記載された通知カードなどに関する改正でございます。

全国民に対して個人番号をお知らせする通知カードが本年10月から送付され、また、 平成28年1月1日からは、希望者に対してICチップ、顔写真が入った個人番号カー ドを作成・交付することとなります。これら2種類のカードについては、初回発行のみ 無料となっておりますが、再発行についてはカードの現価相当額を負担いただくこと、 また、現在の住基カードについては、順次、個人番号カードへの切りかえを図るため、 再発行に関する規定を削除する改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第41号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第41号については原案のとおり可 決されました。

○議長(山吹) これより日程第8、議案第42号、財産処分についてを議題とします。 提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(三村) 議案第42号、財産の処分につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

くまの産業団地として整備した4区画のうち、既に売り払いが完了した部分を除く2 区画と公衆用道路の一部、資料の位置図及び区画図でお示しした区画8,930.78平 方メートルを、議案に記載の相手方に売り払うことにつきまして、議会の議決を求める ものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第42号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第42号については原案のとおり可 決されました。

○議長(山吹) これより日程第9、議案第43号、熊野町教育委員会委員の任命の同意

についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(三村) 議案第43号、熊野町教育委員会委員の任命の同意につきまして、提案 理由を御説明申し上げます。

熊野町教育委員会の世木田委員の任期が平成27年9月30日をもって満了することに伴い、新たに委員を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

今回、同意を求めます髙山毅士氏につきましては、新たに委員をお願いするものでございます。髙山氏は、平成23年に熊野第二小学校、平成26年に熊野東中学校のPTA会長を経験され、現在は、広島県立安芸南高等学校のPTA副会長に就任しておられるなど、教育に関して広い識見を持っておられ、保護者としての立場から、熊野町の教育行政の推進に必要不可欠な人材であると考え、任命の同意をお願いするものでございます。

御審議の上、御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第43号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第43号については原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(山吹) これより日程第10、議案第44号、平成27年度熊野町一般会計補正

予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(三村) 議案第44号につきまして、御説明申し上げます。

平成27年度熊野町一般会計補正予算(第2号)案につきましては、既定の歳入歳出の予算総額に、それぞれ1億1,375万円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億3,791万円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山吹) 立花副町長。

○副町長(立花) 議案第44号、平成27年度熊野町一般会計補正予算(第2号)案について、その主な内容を説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、12ページをお開きください。

- 8款 地方特例交付金におきましては、減収補填特例交付金が120万9,000円 の増額でございます。
- 9款 地方交付税におきましては、平成27年度の基準財政収入額と基準財政需要額が確定したことにより、普通交付税が3,359万6,000円の増額となります。
- 13款 国庫支出金の国庫補助金では、民生費補助金が国における子ども・子育て支援新制度への制度移行に伴い、保育緊急確保事業費補助金から子ども・子育て支援交付金へ組みかえを行ったこと等により、983万8,000円の増額となります。
- 14款 県支出金の県補助金では、民生費補助金において、国庫補助金と同様に、放課後児童健全育成事業費県費補助金及び保育緊急確保事業費補助金から子ども・子育て支援交付金へ組みかえを行ったこと等により、2,122万4,000円の減額、また、商工費補助金で地域電子マネー使用環境整備補助金の18万円の増額でございます。

続いて、14ページでございますが、県委託金の総務費委託金は、分権改革推進移譲 事務交付金の確定により、5万8,000円の減額でございます。

次に、17款 繰入金の特別会計繰入金では、公共下水道事業特別会計、後期高齢者

医療特別会計及び介護保険特別会計の平成26年度における一般会計繰入金の精算に伴う返還金として、合計で1,768万3,000円を計上するものでございます。その下、基金繰入金は、歳入歳出見込みに基づき収支均衡を図るため、財政調整基金繰入金を1億1,862万1,000円減額し、町債の借入予定額の変更に伴い、公共施設等整備基金繰入金を2,960万円減額するものでございます。

次に、16ページをお開きください。

18款 繰越金については、前年度繰越金として1億7,298万5,000円を計上 するものでございます。

続いて、19款 諸収入の雑入は、773万3,000円の増額でございます。主な 内容は、宝くじコミュニティ助成金750万円の増額でございます。

次の20款 町債の教育債は、中学校大規模改造事業において、学校教育施設等整備事業債から、充当率及び交付税算入率のより有利な全国防災事業債に変更したこと等により、1,770万円の増額、臨時財政対策債は、発行可能額の決定により1,042万9,000円の増額、消防債では、(仮称)防災避難集会所建設事業において、新たに緊急防災・減災事業債を借り入れることにより、1,190万円の増額となります。

次に、歳出でございますが、18ページをお願いします。

例年どおり、分権改革推進移譲事務交付金の決定による財源更正、事業の移行等における財源更正などを計上しております。これらを除く、主な内容について御説明いたします。

2款 総務費ですが、企画費の企画総務費では、ふるさと納税の増加に伴い、不足が 生じる記念品料等に要する経費として、100万5,000円を増額しております。

ページの一番下、3款 民生費の社会福祉費ですが、障害者福祉費では、社会福祉法人が行うグループホーム施設の整備に伴う備品等の整備資金補助に要する経費として、300万円を計上しております。

20ページをお開きください。

国民健康保険費では、臨時職員を雇用したことに伴う必要経費として123万2,000円を計上しております。続いて、介護保険費では、平成26年度精算に伴う介護保険事業特別会計への繰出金201万円、地域健康センター費では、中央ふれあい館の空調修繕工事に要する経費として70万2,000円、後期高齢者医療費では、平成26年度精算に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金393万2,000円を計上してお

ります。

22ページをお開きください。

児童福祉費ですが、保育所費は1,940万2,000円の減額でございます。主なものとして、制度の見直しによる特別保育事業補助金の延長保育(基本分)1,377万3,000円や、保育士等処遇改善臨時特例事業などの減額によるものでございます。

その下、4款 衛生費の保健衛生費ですが、保健衛生総務費では、臨時職員通勤手当不足分に要する経費として7万1,000円を増額しております。

24ページをお開きください。

続いて、清掃費ですが、塵芥処理費では、環境センターにおいて焼却灰を一時的に保管するための施設整備工事に要する経費として37万8,000円を計上しております。ページの一番下、5款 農林水産業費の林業費ですが、林業振興費で、小規模崩壊地復旧事業において、事業計画の確定による延長変更及び転落防止柵設置に要する経費として50万円、林道維持管理事業において、森林協会負担金の確定により4万円を計上しております。

26ページをお開きください。

6款 商工費の商工振興費は、地域電子マネー使用環境整備補助金を財源として、「広島県電子マネー方式プレミアム付商品券ヒロカ発行モデル事業」による処理端末設置補助に係る経費として18万円を計上しております。続いて、観光費は、広島広域都市圏協議会助成金を財源として、ふるさとの魅力発見ツアーに要する経費として10万円を計上しております。

続いて、7款 土木費の道路橋梁費ですが、道路新設改良費は、県道矢野安浦線交通 量調査に要する経費として21万6,000円の増額でございます。橋梁維持費は、橋 梁点検業務に係る歩掛変更により委託料に不足が生じたため、組みかえを行っておりま す。

28ページをお開きください。

続いて、都市計画費の公共下水道費は、消費税及び地方消費税額の確定に伴う公共下 水道事業特別会計への繰出金1,135万6,000円を計上しております。

8款 消防費の消防施設費は、可搬式消防ポンプやポンプカー等の備品購入費として 107万8,000円、水防費は、地域の防災組織が行う資機材の整備に対して、自主 防災組織育成支援補助金として200万円を増額しております。これらは、いずれも宝 くじコミュニティ助成金を財源として実施するものでございます。

30ページをお開きください。

12款 諸支出金の基金費は、1億535万2,000円を増額するものでございます。内訳の主なものは、地方財政法に基づき、前年度繰越金の2分の1の額に相当する8,649万4,000円を財政調整基金に、平成26年度分のコーポラス熊野の収支差額1,438万8,000円を公共施設等整備基金に、447万円を筆の里づくり基金にそれぞれ積み立てるものでございます。

次に、6ページに戻っていただき、第2表の地方債補正ですが、まず1の追加については、(仮称)防災避難集会所建設事業の財源として、新たに緊急防災・減災事業債を 1,190万円追加するものです。

次に、2の変更については、中学校大規模改造事業において、学校教育施設等整備事業債から全国防災事業債に変更したこと等により、限度額を8,910万円から1億6 80万円に、また、臨時財政対策債において、発行可能額の決定により、限度額を3億 3,140万円から3億4,182万9,000円に変更するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を求めます。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

山野議員。

- ○12番(山野) 21ページにあるグループホームあゆみ施設整備補助金というのがあるんですけど、ちょっと今まで聞いたことがないんですけれども、この正確な内容、場所、人数、設備費用、そういうのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長(山吹) 加島福祉課長。

○福祉課長(加島) グループホームあゆみは、社会福祉法人あゆみ会が建設をされます グループホームになります。場所としましては、今土地を購入されておりますが、城之 堀の第一小学校の後ろのあたりです。土地は購入されておりまして、一応この8月末に も入札が行われまして、建設のほうが今年度内には国の補助金等を受けられますので、 年度内には建物が完成をする予定です。規模的には一応 7 部屋、 7 人ですね。一応 7 部屋と 1 部屋、 1 部屋は体験ルーム兼短期入所。入居者は 7 人、お部屋を確保されるというふうな予定をされております。

平米数といたしまして、今実際聞いているのは、2階建てです。延べ床面積が239 平米程度のものになります。事業費は大体4,900万円から5,000万円弱で、その うち国の補助金が受けられますので、国の補助金の基準額が3,164万円。この補助 金を受けられて、あとの残りは福祉医療機構というところからお金を借りられるという ことになります。

町のほうの300万、今回補助金を出す予定にしておりますけど、国の補助金の対象にならないあたり、外構ですとか、共用の備品、天井昇降リフトをつけられるということでしたので、そのあたりを足したものが300万となるということなので、300万の補助ということになりました。

の補助ということになりました。	
以上でございます。	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	$\sim$ $\sim$
議長(山吹) 山野議員。	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	$\sim$ $\sim$
12番(山野) あゆみの高齢者というか、ショートステイとかそういう方の何か	希望
が非常に多かったという話ですけど、ほかの障害者に対しての例えば希望があれば	入る
予定はあるんでしょうかね。そういう広く門戸を広げてらっしゃるかどうか。	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~
議長(山吹) 加島福祉課長。	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	$\sim$ $\sim$
福祉課長(加島) もちろん広域の施設ですので、あゆみ会がつくられたといって	、あ
ゆみの通所者しか入れないということはもちろんございません。一般的に熊野町、	熊野
町以外でも、町外の御利用者さんももちろん利用はできるというふうになります。	
以上でございます。	

○議長(山吹) 山野議員。

○12番(山野) 7人収容という方、それ以上に希望者は熊野町のほうではどうですか、

あるんでしょうか。

○議長(山吹) 加島福祉課長。

○福祉課長(加島) この7名も、基本的には男性の専用です。やはり若い方が入られますので、男性と女性を一つの施設にというのはちょっと困難であるということで、今回は男性専用の7部屋のグループホームをつくられております。実際、女性の方がいらっしゃらないかといったら、そうでもございませんので、今後は、あゆみさんのお話ですと、今回建設するグループホームが軌道に乗れば、今後は女性の専用のグループホームもつくりたいということで、実際、今町外の施設に熊野町は4名の方がグループホームに入られてまして、実際、需要がないわけではございませんが、短期にやっぱりちょっと二つ一緒に建てるというのは難しいということですので、今後、利用者さんがおられたら、女性の希望者がおられれば、基本的にはちょっと町外の施設を紹介するという話にはなるかと思います。

以上です。

○議長(山吹) ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第44号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第44号については原案のとおり可 決されました。

○議長(山吹) これより日程第11、議案第45号、平成27年度熊野町国民健康保険 事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。 提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(三村) 議案第45号につきまして、御説明申し上げます。

平成27年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)案につきましては、 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,765万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 38億3,917万5,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、国庫及び県支出金が、過年度分特定健康診査等負担金の交付により4万8,000円、国庫返還金等の超過分に対応するための基金繰入金1,191万5,000円、平成26年度からの繰越金2,568万7,000円の増額でございます。

歳出予算の主な内容は、後期高齢者支援金等では、平成27年度の支出額の決定に伴い、負担金及び交付金59万3,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金では、平成26年度の実績により国庫負担金等が過剰交付となっていたことから、償還金利子及び割引料3,702万2,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第45号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第45号については原案のとおり可 決されました。

○議長(山吹) これより日程第12、議案第46号、平成27年度熊野町公共下水道事

業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(三村) 議案第46号につきまして、御説明申し上げます。

平成27年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)案につきましては、 既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,046万2,000円を追加し、歳入歳出予 算の総額を9億5,735万9,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、一般会計からの繰入金1,135万6,000円、平成26年度からの繰越金910万6,000円の増額でございます。

歳出予算の内容は、総務費の総務管理費では、平成26年度の消費税額確定に伴う公課費1,135万5,000円、平成26年度の精算として一般会計への繰出金910万7,000円の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第46号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第46号については原案のとおり可 決されました。

○議長(山吹) これより日程第13、議案第47号、平成27年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(三村) 議案第47号につきまして、御説明申し上げます。

平成27年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案につきましては、 既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,229万5,000円を追加し、歳入歳出予 算の総額を5億9,256万2,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、一般会計繰入金393万2,000円、平成26年度からの繰越 金836万3,000円の増額でございます。

歳出予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金で、平成26年度療養給付費 負担金等の精算に基づき、負担金補助及び交付金1,227万4,000円の増額でござ います。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第47号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第47号については原案のとおり可 決されました。

○議長(山吹) これより日程第14、議案第48号、平成27年度熊野町介護保険特別 会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(三村) 議案第48号につきまして、御説明申し上げます。

平成27年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第1号)案の保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ1億725万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億3,543万9,000円とするものでございます。

歳入の内容は、平成26年度分の実績に基づき、支払基金交付金を211万8,00 0円、国庫支出金の国庫補助金46万2,000円、県支出金の県補助金23万1,00 0円、一般会計繰入金201万円、平成26年度からの繰越金1億243万5,000 円を増額するものでございます。

歳出の主な内容は、基金積立金8,644万7,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金では、平成26年度の実績に基づく国庫負担金等の返還に1,310万8,000円、平成26年度の精算による一般会計への繰出金770万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ85万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,180万2,000円とするものでございます。

内容は、平成26年度からの繰越金85万6,000円を一般会計へ繰り出すもので ございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大瀬戸議員。

○10番(大瀬戸) 今の介護保険勘定の歳出の基金積立金8,600万、これの詳しい 内容を教えてください。

○議長(山吹) 加島福祉課長。

○福祉課長 (加島)	介護保険の保険料と、あとはルールに基づく国、県の補助金等で賄
っておりますが、そ	この実績に基づいて皆様からいただいた保険料が余った分が基金にな
るということの金額	頁が8,644万7,000円ということで、これを基金に積み立てを
しております。	
~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長(山吹) 大潮	
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
	ということは、見積もりよりもたくさん入った額を基金にしたとい
うことでいいんです	
~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹) 加島	
~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○福祉課長 (加島)	基本的には介護保険料は3年を1期として保険料を決定しておりま
す。第5期が24、	25、26年度ということになりまして、その最終年度で基本的に
は基金のほうが通常	含考えるところではとんとんというところにはなるんですが、今回、
介護予防に力を入れ	ιましたりとか、そういうこともございまして、これだけの余剰金が
出たということにな	らります。
以上でございます	
~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹) ほか	っにございませんか。
沖田議員。	
~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○ 5 番 (沖田) 歳出	出のところで、介護予防支援事業費補正額85万6,000円。これ
は具体的にはどうレ	いったことになるんでしょうか。
~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長(山吹) 加島	
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
地域包括支援センタ	マーが要支援1、要支援2のプランを作成するために別立てで持って
いる勘定でして、意	

入れております。歳出のほうとしたら、ちょっとそこに1人人件費を置いてるんですが、 それとプランの作成を通常の居宅介護支援事業所に委託をしておりますので、その委託 料。ちょっと一般会計から取り入れたものが余った分を繰り越しをして、今回一般会計 のほうに返すという流れになっております。

以上でございます。

$\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$ $\sim$	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(山吹)	山野議員。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○12番(山野) 同じ介護サービス事業なんですが、大体今言われたように、認定作業に対する費用という感じで、恐らくちょっとぐらいだったのが、繰越金が85万も残ったというのは何か理由があるんですかね。大体が十四、五万、大体いつも同じぐらいの値段だったと思う。十万前後だったと。どうですか。

○議長(山吹) 加島福祉課長。

○福祉課長(加島) 基本的にはプランを作成するに当たり委託に出してるんですが、今回、委託に出す件数等が少なくて、その分で歳入のほうが多くなったということでの一般会計への返しということになっております。

以上でございます。

○議長(山吹) ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第48号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第48号については原案のとおり可

決されました。

○議長(山吹) これより日程第15、議案第49号、平成27年度熊野町上水道事業会 計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(三村) 議案第49号、平成27年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号) 案につきましては、収益的収入予定額を716万5,000円増額し、総額を5億2,965万7,000円とし、収益的支出予定額を53万1,000円増額し、総額を4億7,970万2,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を879万9,000円増額し、総額を8,944万円とし、 資本的支出予定額を880万円増額し、総額を1億881万9,000円とするもので ございます。

増額の主な内容といたしましては、石神地区及び東山地区における開発地申請に伴う 特別利益、開発費収入及び工事請負費を計上するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

荒瀧議員。

○9番(荒瀧) 開発があるということはええことでございますが、ちょっと石神地区のちょっと具体的にどんな事業を考えておられてるかお聞きできませんでしょうか。

○議長(山吹) 寺垣内上下水道課長。

○上下水道課長(寺垣内) 石神地区において開発申請によって22戸の宅地が建ちます。 それに伴いその申請者負担による収入に基づいて、75ミリの配水管を180メートル ほど施工するものでございます。 以上です。

○議長(山吹) 荒瀧議員。

○9番(荒瀧) 場所的には、さくら野からおりたところに今、土をこうやってとられて、 ええ真砂が出ておりますね、あれは。また売れそうでございますが、要らんことを言い ますが。あの場所でよろしいでしょうか。

○議長(山吹) 寺垣内上下水道課長。

○上下水道課長(寺垣内) そのとおりでございます。

○議長(山吹) ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより議案第49号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議案第49号については原案のとおり可 決されました。

○議長(山吹) お諮りします。これより日程第16、認定第1号、平成26年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第2号、平成26年度熊野町上水道事業会計決算の認定についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、日程第16、認定第1号及び、日程第1

7、認定第2号を一括議題とすることに決定しました。

○議長(山吹) これより日程第16、認定第1号及び、日程第17、認定第2号を一括 議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(三村) 認定第1号及び認定第2号につきまして、御説明を申し上げます。

まず、認定第1号の平成26年度熊野町各会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度の熊野町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況を、監査委員の意見をつけて認定に付すものでございます。

続きまして、認定第2号の平成26年度熊野町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成26年度上水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成26年度の熊野町上水道事業会計決算に監査委員の意見をつけて認定に付すものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山吹) 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま提案されました認定第1号及び認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思います。また、本特別委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、認定第1号及び認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託し、また、地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員長及び副委員長は議長に おいて指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

# (「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長は 議長において指名することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました決算特別委員会の委員長に藤本議員、副委員長 に諏訪本議員を指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員長に藤本議員、副 委員長に諏訪本議員を指名することに決定しました。

○議長(山吹) これより日程第18、発議第1号、熊野町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

沖田議員。

○5番(沖田) ただいま上程いただきました発議第1号、熊野町議会会議規則の一部を 改正する規則について御説明いたします。

近年の社会情勢などを勘案し、女性の活躍推進のため、熊野町議会において男女共同 参画を考慮した議会活動を促進するため、本会議の欠席に関する規定の一部を改正する ものです。

改正の内容ですが、第2条で、本会議に出産のため出席できないときは日数を定めて あらかじめ欠席届を提出することができる規定を新たに設けるものです。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(山吹) 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(山吹) これをもって討論を終結します。

これより発議第1号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、発議第1号については原案のとおり可決 されました。

○議長(山吹) これより日程第19、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しておりますとおり決定したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については別紙のとおり決しました。また、ただいま決定されました議員の派遣について変更を要するときは、議長 一任とすることで御異議ございませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○議長(山吹) 異議なしと認めます。よって、議員の派遣について変更を要するときは、 議長一任とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会とします。

(散会 15時52分)